

《論 説》

平民による封の保有と分割

——フランス慣習法学における免役封税と貴族的分割——(1)

藤 田 貴 宏

封臣から提供される軍役奉仕が形骸化し、国王をはじめとする封主の利害関心が封の譲渡や相続に伴う税収へと移行する中、元来は貴族に限られていた封の保有資格を平民にも容認することは、家産経営上の必要に迫られて受封財産の処分を企図する貴族層の利害のみならず、税収の安定という王権の財政的利益とも一致した。フランス各地で成文化された慣習法においても、平民による貴族財産の取得可能性を前提に、相続時の分割のあり方について定められている。本稿前半では、税負担と引き換えに平民による貴族財産の取得保有を容認した王国法との連関を踏まえつつ、貴族財産の相続にかんする諸慣習法上の多様な規定を概観する。その中でも際立った特徴を示すポワトゥー地方の成文慣習法を素材に、平民間での貴族財産の分割について交わされていた議論を諸注釈書から読み取り、慣習法学の成果の一端として整理することが本稿後半の課題である。

I

フランス固有法上、王権による課税の対象となる平民保有の貴族財産は「免役封franc fief」と呼ばれている。そこでまず、国庫法院Chambre du Trésorの国王弁護士advocat du Royであったジャン・バケJean Bacquet(1520-1597年)の『免役封、新規取得財産、授爵、永代保有許可を扱うフランス王領諸税第四論 考Quatriesme Traicté des droits du domaine de la Couronne de France, concernant les francs fiefs, nouveaux acquets, anoblissemens et amortissemens』(1582年。以下『王領諸税論』と略称)に従って、「免役封

francs fiefs」の語義について確認しておきたい。国庫法院は、会計法院Chambre des comptesや租税法院Cour des aidesのように最上級審の地位を得ることはなかったが、17世紀末にパリ徴税府Bureau des finances de Parisに統合されるまで、会計法院の下で、主に王領地の維持と収益に関わる事案を担当し、貴族財産を取得保有する平民が国王に支払うべき「免役封税droit de francs fiefs」もその管轄対象の一つであった。

『王領諸税論』第3章冒頭の定義¹⁾によれば、「免役封という語句は授封地

-
- 1) 「以下の語句、すなわち、免役封、新規取得財産、授爵、永代保有許可、永代保有権者の語義解釈」:〈1.〉前章において、フランスに居住する人々の身分の相違、並びに、王国に存する不動産の多様な保有条件や性質について説明したので、免役封税について述べる場合、免役封という語句は授封地にせよ自有地にせよ、あらゆる貴族財産を意味するものと解するのが適切である。つまり、忠誠と臣従の下に授封地として保有されるのであれ、自有地として保有されるのであれ、あらゆる不動産及び不動産権がこの免役封という語に含まれることになる。また、免役と呼ばれるからといって、貴族不動産の領主や保有者が貴族不動産の保有故に税を免じられ授爵されるわけではない。というのも、フランスでは、一般に、封や貴族所領が人を貴族にするわけではないからである。〈2.〉更に、授封不動産は、それが貴族不動産であっても、法学者が自由封あるいは自由保有封と呼んでいるように、その保有者が臣従礼の履行その他の全ての負担や義務から解放され免除されているような場合、免役封とは呼ばれない。フランスでは、授封地について臣従礼が為され、自有地とは区別され分離されている以上、封の保有者は封主に対して忠誠誓約と臣従礼を為す義務を負う。また、前章に述べたとおり、場合に依じて、保有権移転税や承継税、5分の1税や25分の1税、シャムブラージュその他、諸慣習法が定める税を封主に支払い、加えて、封主承認と資産列挙によって、封の付属物や随伴物を封主に明示すべく義務づけられる。ただし、フランスの慣行に従って言えば、貴族不動産は授封地も自有地も免役封と呼ばれている。なぜなら、王国の法律、王令、法令により、フランスに存する封や貴族不動産は、負担免除者、つまり、生来の貴族や国王による授爵者で、タイユ税や援助税その他の貢租から自由で負担を免除されている人々によってのみ保有されるべきものとされているからである。平民つまり貴族ではない人々はそれらの税を納め分担する義務を負っている。実際、フランスでは、全ての封が貴族の封で貴族的に保有されているので、免役封と呼ばれるに相応しい。〈3.〉それ故、ある平民が、国王の勅許を得ずに、貴族不動産や貴族的に保有された不

にせよ自有地にせよ、あらゆる貴族財産を意味する *ces mots de francs fiefs signifient tous les heritages nobles, soient feodaux ou alaudiaux*』とされる。免役「封fiefs」と言いつつも、そこにいわゆる「自有地*heritages alaudiaux*」が含まれている点に注意する必要がある。「自有地」とは、「それにかんして忠誠誓約、臣従礼、賃租、定期金、貢納金その他如何なる義務も負担していない地所、領地、不動産権*toutes terres, possessions, et droicts immobiliers, pour raison dequels n'est deu aucune prestations de foy, d'hommage, censive, rente, ne redevance, ou devoir quelconque*」(第2章第20番)であり²⁾、「貴族の自有地として保有される*sont tenus en franc aleu noble*」場合と「平民の自有地として保有される*sont tenus en franc aleu roturier*」場合がある(同第22番)³⁾。

産に相当する諸権利を享受する場合、免役封税を負担する。これによって、王国の法律によれば保有することの許されないフランスの貴族不動産の保有と用益の許可のために、国王に対して一定の金銭を納める義務が生じる。このように、免役封税は、国王陛下の勅許を得ずにフランスで貴族財産を保有する平民によって負担される税金に他ならず、王国の法令に反して貴族不動産について得る保有と用益の宥恕と引き換えにのみ義務づけられる。また、貴族不動産を保有する平民だけが免役封税を負担するのは、平民が国王の勅許なしに封や貴族不動産を保有できないからである。免役封税として義務づけられる金銭は、本論考の第5部において述べるとおり、当該目的で派遣される親任官諸氏によって、平民が貴族不動産を享受する期間において按分して満額に至るまで徴収される。以上に関連するのは、バルドゥスの勅法彙纂第6巻第46章「遺贈や信託遺贈、恵与に挿入される諸条件について」第6法文注釈の「自由封については例外である云々」の行、同封建法書序文注釈の「別の封の区分、自由な封云々」の行、アルワロトゥスの封建法書第2巻第51章「主君が城を売却した場合、恩貸地もまた売却されたと解されるのか」注釈の「封臣に自由封が付与されている場合はどうか云々」の行、ブダエウスの学説彙纂第21巻第2章「追奪担保責任及び二倍額問答契約について」第63法文注釈、[1438年シャルル7世の]国事詔書の序文の文言「フランス人」への[コスム・ギミエの]注釈で述べられている点である。”(Oeuvres, II, 12-13引用は1608年パリ刊『著作全集第二巻Le second tome des oeuvres』による。)

2) Oeuvres, II, 8.

3) Oeuvres, II, 9.

上記「免役封」に包含されるのは、定義上、前者の貴族保有の「自有地」に限られる。

もう一つ注意を要するのは「世俗法学識者les legistes」との用語法の違いである。ローマ法と共に世俗法の一端として大学でもしばしば講義の対象となっていた封建法書Libri feudorumの注釈者等は、元々、<franc fief: feudum francum>を、封主から種々の義務負担を免ぜられた文字通りの「自由封」という趣旨に解していた。例えば、バルドゥス・デ・ウバルデイスBaldus de Ubaldis(1327-1400年)は、『封慣行注解In usus feudorum commentaria』の「序論praeludia」の中で、「封の区分divisio feudorum」の一つとして、「奉仕あるいは役務を捧げることから自由なfrancum a servitiis, seu operis exhibendis」封を挙げ、「攻撃を為しあるいは暗に危害をもたらすような不正な行為については自由ではないnon est francum a maleficiis, sive in faciendo prosistentibus, sive in tacendo fraudem」という留保の下に、その「自由性natura franchisiae」を捉えている⁴⁾。また、ヤコブス・アルワロトゥスJacobus Alvarottus(1385-1453年)は、『封慣行講義Lectura in usus feudorum』の封建法書第2巻第51章注釈の一節において、「騎士である封臣に無制約で自由な封が付与されている場合、封臣は封主と共に従軍すべきか、その際の費用は自らの負担となるのか、封主は封臣にそれを負わせるために補充的な税を徴収できるのかquid si concessum est vasallo militi feudum liberum et franchum, an teneatur ire cum domino ad exercitum, et utrum suis sumptibus, et an dominus posit sibi imponere taliam, exigendo ab eo subsidium pecuniarium」との問いを立てて、オルドラドゥス・デ・ポンテOldradus de Ponte(?-1335年)の見解を援用してこれに答えている⁵⁾。それによれば、「無制約で自由liberum et franchum」というのは、「封臣があらゆる奉仕から免れ解放されているvasallum esse absolutum ab omni servitute et liberum」という趣旨であり、「誠実誓約に属する事柄については義務づけられるtenebitur ad ea quae in sacramento

4) Commentaria, 4.v., n. 53.引用は1578年フランクフルト・アム・メイン刊のテキストによる。

5) Lectura, 300.v.-301.r.引用は1570年フランクフルト・アム・メイン刊のテキストによる。

fidelitatis continentur」とはいえ、それ以外、「従軍exercitus」やその「費用sumptus」や「分担金collectum」等、「如何なる負担も、授封に際して明示されない限り、封主により課せられ得ないnullum onus potest imponi perdominum, nisi quod in donatione feudi expressum est」とされる。「自由封」は、危害を加えず裏切らないという消極的な内容ながら封主に対する忠誠義務を依然伴う点では「封」といえるが、軍役奉仕やその費用負担という積極的な義務負担から封臣を解放する点で「自由」なのである。

「免役封」には、授封地だけでなく自有地も含めた貴族保有の不動産一般が含まれ、消極積極問わず一切の義務負担を免れるのが自有地であるから、ここ言う「免役」は「自由封」の「自由」とは当然区別されねばならない。それでは、「自由封」も含めた「授封地」に加え「自有地」にも共通するような「免役封」の性質とは一体何か。この点に答えて、バケは、「王国の法律、王令、法令により、フランスに存する封や貴族不動産は、負担免除者、つまり、生来の貴族や国王による授爵者で、タイユ税や援助税その他の貢租から自由で免除されている人々によってのみ保有すべきものとされているpar les loix, ordonnances et statuts du Royaume, les fiefs et heritages nobles situez en france ne doivent estre tenus sinon par hommes francs, c'est à dire nobles de race ou anoblis par le Roy, francs, libres, et exempts de payer tailles, aides subsides, et autres charges」と述べている。フランス固有法上、貴族保有の不動産が広く「免役封」と呼ばれているのは、保有者である貴族身分一般が国王との関係で免税特権を享受しているからなのである。これに対して、「平民つまり貴族ではない人々はそれらの税を納め分担する義務を負っているausquelles les roturiers et non nobles sont subiects contribuables et cottifiables」上、「貴族不動産の領主や保有者が貴族財産の保有故に税を免じられ授爵されるわけではないles seigneurs et proprietaires des heritages nobles, par le moyen d'iceux soieint affranchis et anoblis」から、「平民roturiers」が「免役封」を取得し保有することは、「王国の法律loix du Royaume」に反することになる。ただし、そのような「免役封」の違法な保有も、平民への追加的な課税によって許容されていた。それが「免役封税」で

あり、「免役封税は、国王陛下の勅許を得ずにフランスで貴族財産を保有する平民によって負担される税に他ならず、王国の法令に反して貴族不動産について得る保有と用益の宥恕と引き換えにのみ義務づけられるle droit de francs fiefs, qui ne signifie sinon finance deuë au Roy par le roturier possédant heritage noble en France, sans permission de sa Majesté, n'est deu sinon pour la souffrance de la possession et jouissance que le roturier a eu d'heritages nobles contre les statuts du Royaume」のである。「免役封税」の支払いによって貴族財産の保有を許された平民は、それが授封財産であれば、「封主に対して忠誠誓約と臣従礼を為す義務を負うsont tenus en faire foy et hommage à leurs seigneurs doiminans」だけでなく、「場合に応じて、保有権移転税や承継税、5分の1税や25分の1税、シャムブラージュその他、諸慣習法が定める税を封主に支払い、加えて、封主承認と資産列挙によって、封の付属物や随伴物を封主に明示すべく義務づけられるquand le cas eschet, sont contrains leur payer droit de relief et rachapt, ou de quint et requint, ou bien de chambellage, et autres droicts et devoirs portez par les Coustumes: et outre leur bailler par adveu et denombrement les appartenances et dependances de leurs fiefs」が、そのような封臣としての義務は新たな保有者が貴族であっても当然負担されねばならない。また、授封地が王領地に属する場合には、国王が封主として「保有権移転税や承継税relief et rachapt」を徴収する。これに対して、「免役封税」は、国王が貴族財産を取得保有する平民一般に課すものであって、当該平民と国王が直接封主対封臣の関係に立つか否かとは無関係である。「免役封」は、「免役封税」の徴収が王国法的一端として確立される過程でその前提として成立し流布した概念であり、そもそも封建法的な論理の埒外にある。

続く『王領諸税論』第4章⁶⁾において、バケは、免役封税を支える二つの準則、

- 6) “「王国古来の法律、法令、王令により平民はフランスにおいて封も貴族不動産も保有してはならないとされること、そして、その理由」：何らかの学芸、教義、知識を明確に論じ、それらについて簡明な理解を得ようと努める人々が、その論述の最初に、確実な基準や原則、つまり、それらに疑念を抱くことを許さず堅実不変のものとし

て維持するに相応しい基準や原則を立てることを常としている様子を、我々は普段目にしていく。学芸の準則や原理は全て、真の目標乃至核心としてのそれらの基準に結びつかねばならない。だからこそ、(一般に公理や定理とも呼ばれる)それらの基準を完全に理解する者が、その取り組む学芸、教義、知識の全般的理解に到達できるのである。免役封税の簡明な理解を得るために、我々はまず、如何なる人々がこの税を負担するのか、そして、この税が何からなりたっているのか、を論じねばならない。つまり、二つの確実な基準と原則を提示する必要がある。それらを我々は、免役封税の真の基礎として堅実不変に保持すべきである。(1.) 第一の原則とは、長い間常に不可侵のものとして遵守されてきた王国古来の法律、王令、法令によれば、平民で貴族でない者がフランスで封、貴族不動産、貴族的に保有される諸権利を国王の勅許なく保有することは許されないというものである。(2.) 第二の原則とは、国王の勅許なく、フランスにおいて、封、貴族不動産、貴族的に保有される諸権利を有する平民で貴族ではない者は、免役封税を負担するというものである。つまり、彼等は、免役封税の徴収時に、彼等が王国の法律や法令に反してフランスに存する貴族不動産を保有し用益することの宥恕と引き換えに、享受に応じて按分して、国王に支払うべく義務づけられる。この点は後に詳しく論じられる。(3.) これら二つの基準は、幾つもの王令や、フランス国王により発せられた公開王状、更には、高等法院や会計法院に登録されている法院判決によっても裏付けられている。免役封税や新規取得財産税に事案にかんじてこれまで出された諸命令において援用されているそれらの王令や公開王状の幾つかは本論考の末尾に収録されている。以上の点は、更に、古い二つの王令、一つは聖王ルイ [9世] の息子フィリップ3世王によって聖職者と貴族による新規取得財産に対する税について1275年の諸聖人の祝日に裁可された「朕は教会の利便と臣下の平穩のために配慮し云々」から始まる王令、もう一つは同じ目的でフィリップ [4世] 端麗王により1291年のクリスマスに裁可された「教会の利便のために云々」から始まる王令によっても裏付けられる。そして、1325年のシャルル [4世] 端麗王の公開王状も以上に合致する。それらの王状によって、王は、バイイに、聖職者と非貴族が国王の許しなく封や陪臣封に得た新規財産について、税を支払わなければ、領主に返還されるべき旨、各バイイ区に公かつ正式に布告するよう命じている。同様に、国王シャルル5世は、1370年11月15日に聖職者と非貴族による財産取得にかんする王令を出して、そこには、「同じく聖職者や非貴族が取得した収益や財産について云々」という文言が含まれている。上述の諸命令にも見出されるこの王令は、本論考の最後に収録されている。国王シャルル6世の治世にも、1388年に、王国の各プレヴォ区において、聖職者や非貴族によ

る財産取得担当の二名の親任官が各地の徴税吏とともに任ぜられ、1394年6月8日の王状によって、上記親任官の措置について、非貴族にかんするものは是認、聖職者にかんするものは破棄された。更に、1445年8月2日の国王シャルル7世の公開王状には、フランス国庫財務官諸氏の権能について、第30条に次のように定められている。すなわち、財務官諸氏は、フランスに居留居住する貴族ではない者あるいは貴族的に生きていない者全てに、国王の然るべき許可を得ないかぎり、彼等が相続や購入その他の仕方で保有するあらゆる貴族封を手放すか、あるいは、財務官諸氏が通知したとおり国王に金銭を一括して支払うべく命じることができる、と。同様に国王ルイ11世は、ノルマンディ地方の永代保有許可一般の方式について公開王状を発しており、それは、永代保有権者の免役封や新規取得財産、及び、平民によって取得される貴族封全てにかかわるものであった。当該王状は、高等法院の承認を得て、国王ルイ11世の王令登録簿、第1巻226頁に収められている。その上、国王フランソワ1世の名で1520年9月6日に発せられた永代保有許可にかんする公開王状によって、封不動産の保有が平民に禁じられている。国王アンリ2世によって発せられた一層明確な公開王状は、あらゆる聖職者、非貴族の永代保有権者、平民に向けて免役封及び新規取得財産の申告をなすべき旨の命令について、1547年1月7日付けで定めている。これに加えて、免役封及び新規取得財産にかんする1571年9月5日付けの国王シャルル9世の公開王状もあり、こちらは本論考の末尾に収録されている。〈4.〉平民がフランスにおいて国王の勅許なしに封を保有できないという点は、更に、1282年聖マルタンの祝日〔11月11日〕に高等法院で下された古い判決の一つで、「国王陛下は、封や受戻封、あるいはまた、王国内の所有地から永代保有者や都市の手に渡ったものについて、当該地所から立ち退くよう命ずる云々」とあるものによっても示されている。この法院判決はヨハネス・ガッルス『重要法院判決集』に収録され、「封の取得を禁じられている平民でも封の一部を定期金と引き換えに保有できる」との表題が付されている。また同じ判決は〔ジル・ル・メートル氏の『重要判決集』第1論第5章にも収められている。同様に、高等法院の古い登録簿に見出される1265年聖母清めの祝日〔2月2日〕の法院判決では、貴族は、長く自己に帰属している封につき、封主権を最近取得した平民に対して、平民がフランスにおいて国王の勅許なしに封を保有し得ない以上、忠誠誓約と臣従礼を為す必要はない旨判示されている。〈5.〉実際、フランスでは、平民であり貴族ではない人々が彼等によって貴族不動産が保有されることの宥恕と引き換えに支払ってきた免役封税や新規取得財産税が廃されたことはない。また、会計法院の記録簿のAの24頁には、非貴族や未授爵者によって取得された封、陪臣封、貴族財産の件かんする幾

つかの命令が記録されており、王国において封や貴族不動産を保有する平民について徴収される税額について定められている。それらの税については本論考の第5部において論じられるところであり、フランスにおいて、免役封税が、王領の領主税として、疑問に付されることは決してなかった。そして、授爵に際しては常に、古くより現在に至るまで、貴族、その妻、子等、相続人等が、封、陪臣封、貴族財産を、彼等が貴族の家系に生まれ由来する限り、あらゆる仕方で保有し、取得し、支配することが許されている。〈6.〉当王国各地の多くの慣習法によっても、例えば、モー慣習法第144条に、貴族ではない者は何人も封を保有できず、もしそれ取得した場合には、封主は、国王に税を負担していない限り、一年と一日以内に法から退去すべく強制することができる、とある。また、アルトワ伯領慣習法の第137条にも同様に定められており、同領からの上訴は従来からパリ高等法院の管轄であった。プルーターニュ公領においても同じ点が遵守されている。実際、同公領の地方三部会において、平民その他の直系の貴族出身ではない者、そして、貴族的に生きていない者が貴族不動産乃至封を取得することは許されず、没収と公への納付その他所定の刑罰が科される旨、何度も定められ命じられている。この点は、国王アンリ2世の治世に、プルーターニュ地方三部会から枢密顧問会に送られた項目に対して、免役封及び新規取得財産について委任を受けた国王代理人により示された回答書にも見出される。それらの回答書を読むと免役封税の内容やそれが国王の領主権に属することをある程度理解し得るので、本論考の巻末にも収めた。同様の点は、カッサネウスのブルゴーニュ公領慣習法「庶子の相続について」第5条注釈97段で指摘されているとおり、ブルゴーニュ公領でも遵守されている。〈7.〉以上のようにになっている理由は、本論考第2章で簡潔に述べたところに見出されるべきものと思われる。すなわち、封や貴族不動産は、その昔、フランス初期の国王等によって軍役に就く人々に与えられたものであり、それらが貴族の権原と資格において取得され、彼等は、その徳と武勳によって、王国とその住民の防御、保護、維持のためにその生命、身体、財産を捧げてきた。確かに、軍に従い戦争に従事する人々とは異なる貴族がフランスにいないわけではない。というのも、聖職者、法官、徴税官その他にも、生来の貴族、あるいは、名誉や功績の故にその程度に応じて貴族の称号を得る者が多数存する。しかし、封や貴族不動産が、その昔、貴族に与えられ、平民に与えられてこなかったのが真実である。つまり、平民は、軍務についていないが故に、封や貴族不動産を保有することは許されなかったのである。〈8.〉あらゆる封や貴族不動産が免役封と呼ばれているのもこのためである。というのも、王国の法律、王令、法令によれば、それらは自由な人々、つまり、生来の貴族、あるいは、国王により授爵

すなわち、貴族財産保有の禁止（「平民で貴族でない者がフランスで封、貴族不動産、貴族的に保有される諸権利を国王の勅許なく保有することは許されない *il n'est licite aux roturiers et non nobles posséder en France, fiefs, heritages nobles, ou droits noblement tenus, sans permission du Roy*」）と、免役封税の負担（「国王の勅許なく、フランスにおいて、封、貴族不動産、貴族的に保有される諸権利を有する平民で貴族ではない者は、免役封税を負担する *les roturiers et non nobles possédans en France, fiefs heritages nobles, ou droits noblement tenus sans permission du Roy, sont subiets au droict de francs fiefs*」）について、その裏付けとなり得る過去の「王令 *ordonnances*」、「公開王状 *lettres patentes*」、「法院判決 *arrests*」等を列挙している。それらにおいて、免役封税は、司教座聖堂参事会や修道院といった聖職者団体を主な対象とする「永代保有許可 *amortissemens*」や「新規取得財産税 *droicts de nouveaux acquest*」と一括して扱われることが多かった。これらの団体に貴族財産が寄進され、あるいは、ある貴族財産に新たな団体が創設されても、平民による取得保有の場合と同様、軍役奉仕を期待できない上、保有財産の相続や処分を論理的に想定し得ない「永代保有者 *gens de main-morte*」でもあるため保有権移転税の徴収さえも望めない。そこで王権は保有禁止を前提とした新たな課税でこの事態に対処してきたわけである。『王領諸税論』の巻末に収録され頻繁に参照されている資料群には、古い王令等の要約や抜粋からなる著者不明の覚書

された者で、タイユ税、補助税、間接税その他の負担から自由で解放され免ぜられている人々以外によって保有され得ずまた保有されてはならないとされているからである。それらの負担に服し納め担うものは、第3章で述べたとおり、平民であり非貴族である。以上に述べた点については、バルドゥスやアルワロトゥスの封建法書第2巻第34章「コラドゥスの法律について」第1節注釈、バルトルスの勅法彙纂第12巻第1章「顕職について」注釈、ペトルス・ヤコブスの『訴状実務論』「授封物にかんする対物訴権について」、グイド・パバエ『グルノーブル高等法院判決集』判決415、パノルミタヌス『助言集』第2部助言3第12段、ティラクエルス『貴族身分論』第7章第14、15、16番、モリナエウス『パリ慣習法注解』第1章表題注釈、レブッフス『王令集』で扱われている。”(Oeuvres, II, 21-23.)

やフランソワ1世(在位1515-47年)以降の関連法令等が含まれ、免役封税が永代保有許可や新規取得財産税と共にフランス王権により導入されていった経緯を確認できる。バケが参考資料として収録した上記覚書は、当時版を重ねていたピエール・ルビュッフイPierre Rebuffi(?-1557年)の『歴代フランス王の王令、法律、法令、王示集Ordonnances, loix, statuz, et edicts Royaulx, de tous les Roys de France』(1547年初版。以下『王令集』と略称)にも既に収録されており、広く認知されていたようである。この『王令集』は、ルビュッフイの死後も新たな王令等が随時増補され、裁判、税、軍事、公共秩序(ポリス)、教会の各事項に区分された五巻構成で、『歴代フランス国王の王示王令集Les edicts et ordonnances des Roys de France』の表題の下に刊行された。永代保有許可や免役封税は、1571年版では、第3巻「軍事並びに貴族身分についてDe la guerre, et de la noblesse」で扱われたのに対して(第19章)、1575年版では、第2巻「王税、王領、王納金についてDes droicts Royaux, domaine, et finances」に移されている(第16章)。平民や教会による貴族財産の保有が税負担と引き換えに常態化していた当時の状況を踏まえるならば、その体系的な位置づけとしては後者がより相応しいと言えよう。

バケが免役封税の二つの準則の裏付けとして掲げる最も古いものは、上記覚書に言及されるカペー朝末期のフィリップ3世(在位1270-85年)やフィリップ4世端麗王(在位1285-1314年)の王令、そして、同じ13世紀後半のパリ高等法院の判決である。その一つ1282年の法院判決は、パリ高等法院Parlement de Parisの法院長premier présidentを務めたジル・ル・メートルGilles Le Maistre(?-1562年)の『重要判決集Decisions notables』(1566年初版)の第1論考「永代保有許可論Traicte des amortissemens」第5章でも既に、「平民で貴族ではない人々が当王国において国王の特免なしに封や貴族財産を保有できるgens roturiers, et non nobles, peuvent tenir fief ou heritage noble en ce royaume sans dispense du Roy」ことの典拠として扱われていた⁷⁾。この法院判決には、「国王陛下によって収益を取り立てあるいはそれに貢納を課すべく

7) Decisions notables, 14.r.引用は1572年パリ刊のテキストによる。

派遣された人々が、一定量の小麦か一定額の金銭の年貢と引き換えにある貴族等から土地、牧草地、葡萄畑その他の不動産の引き渡しを受けた農民について、契約中に臣従礼について全くあるいはほとんど定められていないにもかかわらず、王令の形式で取り立て徴収しようとしている *deputari a domino Rege ad levendos fructus, vel super eis financias faciendum, secundum formam ordinationis exigere vel levare volunt ab illis vilanis, quibus nobiles aliqua terras, prata, vineas, vel possessiones alias arrentaverunt, pro aliqua annua bladi, vel pecuniae quantitate, quanvis de nullo vel modico hommagio convenerit in contractibus*」との一節が見出される⁸⁾。バケは、この判決の出典として、ル・メートルの『重要判決集』と共に、ヨアンネス・ガッルス Joannes Gallus の『重要法院判決集 *Arrests notables*』なるものを挙げているが⁹⁾、同じ判決は、ガッルスの『問題集 *Quaestiones*』を採録したギョーム・デュ・ブレイユ Guillaume du Breuil (?-1344/5年) の『パリ及びトゥールーズの高等法院における最上級審手続要録 *Stilus supraemae curiae Parlamenti Parisiensis atque Tholosansis*』にも「封の取得を禁じられている平民でも封の一部を定期金と引き換えに保有できる *Pagani vetiti feuda quaerere, possunt partem feudi in reditum accipere*」との表題で収録されている(1558年刊のシャルル・デュ・ムーラン Charles Du Moulin 編『パリ高等法院における偉大な最上級審手続の古い要録 *Stilus antiquus supremae curiae amplissimi ordinis Parlamenti Parisiensis*』では第七部の判決73¹⁰⁾)。この表題や上記引用箇所から明らかのように、ここで問題となっているのは、農民乃至平民による授封財産それ自体

8) *Decisions notables*, 13r.-v.

9) *Oeuvres*, II, 22.

10) *Stilus antiquus*, 404引用は1558年パリ刊初版による。こちらのテキストでは、上記引用箇所に見える「臣従礼 *hommagium*」は「侵入許容礼 *intragium*」となっており、デュ・ムーランはこれに、「これは、土地侵入に引き換えに支払われる金銭であるが、たとえ封に設定された定期金であっても、土地がその種の受領者等の手元に留まる限りは、パリ慣習法第121条にあるとおり、平民保有地にすぎないので、理屈に合わないともいえる」との注釈を加えている。

の取得保有などではなく、彼等との関係で上級所有権者たる地位を依然留保する貴族への定期金支払を対価とした授封財産の用益の可否にすぎない。しかも、このような貴族と農民間の留保定期金の契約関係に、国王権力が貢納を求めて介入することの是非が争われたのがこの法院判決の事案であった。高等法院の結論は、「この種の土地引渡を将来にわたって妨げず、引渡の機会に農民から何かを取り立てず、仮にその機会に何かを取り立てられた場合には、それを、当該農民等や、取り立てを受けた彼等の相続人等に返還し取り戻させるべく、国王の代官等に命ずる *praecipietur gentibus regis, ne tales arrentationes fieri impediunt in futurum, et ne occasione eorum aliquid exigant a vilanis, et si aliquid exegerint huius occasione, reddant, et restituant illis vilanis, vel eorum haeredibus, a quibus talia exegerunt*」というものであり¹¹⁾、王権による課税自体に反対するものであった。ただし、留保定期金の設定にかんするこの古い法院判決が、ル・メートルの主張するように¹²⁾、「フランスに導入されたと主張されてきた古来の慣行 *une vieille et ancienne pratique, que l'on a voulu introduire en France*」、すなわち、「平民は国王の特免や王納金の支払なしに授封地を保有できない *gens roturiers ne fussent capables de tenir terres feodales, sans dispense du Roy, et sans payer finance*」という点の反証となり得るかどうかははっきりしない。

一方、『王領諸税論』の巻末に収録された1521年のフランソワ1世の公開王状には、「これまで幾度も発せられた王令により、永代保有者等に不動産の取得が禁じられ、彼等によって取得されたものからの一年と一日以内の退去が命じられてきた *eussent à diverses fou faict ordonnances, et par icelles prohibé et defendu ausdicts de main-morte de non plus acquerir, et de vuidier leurs mains dedans an et jour des choses par eux acquises*」とあり、「既に取得したものを一定の年月にわたって保有していることの宥恕 *la tolerance d'avoir tenu par certaines anees ce qu'ils avoient acquis*」と引き換えに「一定額の金

11) *Decisions notables*, 13.v.

12) *Decisions notables*, 15.r.

錢certaines sommes de deniers」の納付が「免役封税devoir de franc fiefs」や「新規財産取得税devoir de nouveaux acquests」の名目で命じられてきたとある¹³⁾。また、ルビュッフイの『王令集』に収録されたアンリ2世(在位1547-59年)による1547年の公開王状でも、「長きにわたって遵守されてきた法、法令、王令les droits, dtatuts et ordonnances de tout temps observez」により、「全ての聖職者、司教座聖堂参事会、修道院その他の永代保有者toutes personnes ecclesiastiques, chapitres, communautez, et autres gens de main-morte」だけではなく、「貴族ではない平民等non nobles, et roturiers」にも「貴族授封物を許しなく取得し保有することが禁じられてきたsoit defendu, de non acquerir, tenir ne posseder aucuns fiefs nobles, sans permission」との前提の下に、「免役封税と新規取得税を取り立て徴収するlever, et recueillir les droits des franchfiefs et nouveaux acquests」よう命じられている¹⁴⁾。『王領諸税論』が免役封税の裏付けとして援用する典拠で最も新しいものは、シャルル9世(在位1560-74年)による1571年の公開王状であり、冒頭の表書と宛名に続く箇所¹⁵⁾

13) Oeuvres, II, 232.

14) Les edicts et ordonnances, 418.引用は1575年リヨン刊のテキストによる。

15) 「…朕の領土において常に遵守されてきた古来の諸法令や諸王令により、全ての聖職者、司教座聖堂参事会、修道院その他の永代保有者に対して、他の事柄と共に、当王国において、朕の同意と許可なしに、如何なる不動産も保持保有することも取得することも禁じられ、また、同じ諸法令により、彼等が如何なる義務負担や条件で不動産を取得したにせよ、朕や朕の先代等の上記許可と同意あるいは永代保有の許可もなく、不動産が彼等に贈与され、遺贈され、寄進された限りは、1年と1日以内に当該不動産から退去すべく没収の刑罰の威嚇の下に厳命されており、更に、同じ諸法令や諸王令によれば、当王国の平民で貴族でない者等にも、当王国において、同じく許可なしに、封、定期金あるいは貴族不動産を保持保有することを一切禁じられている。ところが、上記諸法令及び諸王令は以上の点について無視され争われたため、朕の領地に多大な浸食と減少が生じた。そこで朕は、これに備えるために、朕に支払われるべく長い間慣例化している諸税、すなわち、免役封税、新規取得財産税、永代保有許可税と呼ばれる諸税を、朕の領地つまり王領の古来の税として賦課徴収させることとする。…」(Oeuvres, II, 237.)。

でも、上記二つの公開王状と同様の言い回しによって、「新規取得財産税 droits de nouveaux acquets」や「永代保有許可税 droits de amortissemens」と共に、「免役封税 droits de francs fiefs」の徴収が、パリ高等法院、会計法院、国庫法院の評定官等から成る親任官団 commissaires に命じられている。このように、少なくとも16世紀には、平民による貴族財産の保有を禁じる王国法の存在を前提に、歴代国王が「免役封税」の賦課徴収を命じる実務が定着していたことになる。バケが提示した二つの準則は、貴族財産保有の禁止という建前の下で免役封税が徴収されていた当時の統治実務から導出されているのである。

ところで、上記の公開王状では、聖職者団体や平民による王令に反した財産保有が王国にもたらす「領土 domaine」や「国力 forces」の「多大な減少 grand diminution」への危惧が繰り返し表明されると共に¹⁶⁾、免役封税等が「国王の恒常的な領主税 droits ordinaires et domainiaux de nostre couronne」と位置付けられている¹⁷⁾。免役封税の有するこの領主税的性質について敷衍しているのが『王領諸税論』第5章¹⁸⁾である。バケによれば、フランスに免役封税が

16) Oeuvres, II, 232, 237.

17) Les edicts et ordonnances, 418.

18) 「フランスにおいて免役封税が受容されているのはなぜか、そして、その内容は何か、更に、同税が国王にのみ帰属すること」：前章でふれた二つの基準に従えば、フランスに免役封税が二つの主要な理由から導入されたことが容易に理解できる。一つ目の理由は、平民の無資格と、王国の法律、法令、王令に対する違反行為、つまり、それらによる禁止に反して不遜にもフランスで貴族不動産を取得し保有しているという事態である。それ故、平民が王国の法令や王令に反してフランスで貴族不動産を享受することへの国王の容認と宥恕を得ることと引き換えに一定の金銭を国王に支払うべく彼等を義務づけるのは正当と考えられたのである。そして、そのように平民によって支払われる金銭が免役封税と呼ばれるようになった。フランスに免役封税が受容された二つ目の理由は、何らかの貴族不動産が平民によって保有されることによって国王が被った損失や被害を回復させるためであると解される。というのも、それらの平民では、王国の守護のために担うに相応しい戦争や出兵に際して、フランスにいる高貴な人々つまり貴族のように国王の助けにならないからである。王国の守備と王国住民の保護のために開始された戦いに際して我々の国王に従う義

務を負うのが貴族であることは、本論考の第2章で既に述べた。授封不動産の保有者が直臣並びに陪臣招集の代わりに支払う金銭も、彼等によって保有される封に基づいて戦争や出兵に参加すべく人的に義務づけられている以上、彼等の参集がもたらすほどには国王に利益と便宜をもたらすことはない。また、自有不動産については、それが貴族の自有不動産であっても、直臣陪臣招集税を支払う必要はなく、これは、第2章で述べたとおり、それらの自有不動産の所有者について臣従礼、負担、奉仕全てが免ぜられているからである。にもかかわらず、貴族の自有不動産を保有する平民は、次の章に示すとおり、免役封税を支払う義務を負う。その上、前章で論じた二つの基準によれば、免役封税の効果や利益は、平民が免役封税の賦課時に国王に支払うべく義務づけられている一定の金銭の徴収にこそ存するのであり、平民は、王国の法律や法令に反してフランスに存する封、貴族不動産、貴族的に保有される諸権利の保有と用益の宥恕と引き換えに、その用益に按分比例して当該金銭を支払う。そして、本論考の第5部で詳しく説明するとおり、免役封税を負担するのは、封、貴族不動産、あるいは、貴族的に保有される諸権利を保有する平民に限られる。同章では、とりわけ、免役封税の賦課に際して貴族不動産を保有する平民によって提出されるべき申告書、並びに、親任官諸氏がこの点にかんして国王に対し義務づけられる金銭の徴収を如何にすすめるべきかにつき論じられる。以上に導出された点は真理であり、なおかつ、王国の法律及び法令により国王の勅許なしに封、貴族不動産、貴族的に保有される諸権利を保有できない平民の無資格故に免役封税がフランスで受容されたわけであるから、免役封税が、国王にのみ帰属し、王国の公爵、侯爵、伯爵、男爵、高級裁判権者、その他封乃至賃租領主すべてから剝奪されていることは容易に理解される。というのも、平民に授爵状を付与することが陛下にのみ許されているように、国王だけが平民に免除を認め、平民にフランスで貴族不動産を保有する資格を与えることができるからであり、これは、永代保有者にその許可状を、外国人に帰化許可状を、庶子に準正許可状を付与するのと同じである。実際、免役封税は常に、王権に付随する大権であり榮譽であると見なされており、自らの王国において国王にのみ帰属する主権に由来する。この点は、外国人税論第24章、庶子税論第9章、本論考の第14章で論じたとおりであり、それらを参照すべきである。更にまた、以上からは、貴族財産や授封財産がフランスに存するが故に国王に対して義務づけられるという意味で、免役封税が領主的なものであることも分かる。それらの財産は、封にせよ陪臣封にせよ、あるいはもちろん自有地であっても、本論考第26章で述べるとおり、国王の威光の下に保有され、王権とその領土に由来しているのである。”(Oeuvres, II, 23-24.)

導入された理由は二つあるとされる。一つは、既にみたとおり、「平民 roturiers」が「無資格incapacité」のまま貴族財産を取得し保有しているという「違法行為contravention」への対処であった。だからこそ、「平民が王国の法令や王令に反してフランスで貴族不動産を享受することへの国王の容認と宥恕を得ることと引き換えに一定の金銭を国王に支払うべく彼等を義務づけるのは正当と考えられたon a trouvé raisonnable qu'ils fussent tenus payer au Roy certaine finance pour avoir par sa Majesté souffert et toléré que lesdits roturiers jouyssent d'heritages nobles en France contre les statuts et ordonnances du Royaume」のである。この場合、法令違反に対する宥恕という建前をとっているが、免役封税は実質的に保有許可への対価に他ならない。これに対して、「何らかの貴族不動産が平民によって保有されることによって国王が被る損失や被害を回復させるrecompenser le Roy de la perte et dommage que sa Majesté soufre quand aucuns heritages nobles sont tenus par roturiers」という免役封税のもう一つの導入目的は、公開王状で用いられる「多大な減少」という表現に呼応する。ただし、ここに言う「損失や被害la perte et dommage」とは、平民が貴族財産を取得保有しても「戦争や出兵に際して国王の助けにならないle Roy n'est secouru au fait des guerres et expedition militaires」という意味であり、しかも、それは、国王から直接間接に授封されている個々の直臣や陪臣の奉仕義務という封建法的は論理ではなく、むしろ、臣民一般を貴族身分と平民身分に区分する主権者たる国王の観点から捉えられている。用語上の不自然さにもかかわらず、授封財産と共に「貴族の自有不動産heritage alaudial noble」もまた免役封の一つに数えられている理由もそこにある。貴族身分は「王国の守備と王国住民の保護のためにpour la tition du Royaume, et conservation des habitans d'iceluy」国王に従い軍役を担う代わりに種々の免税特権を享受している。その貴族身分によって本来保有されるべき財産が平民身分の手に渡った場合に王国に生じる損失を回復するために国王によって課せられるのが免役封税なのである。「免役封税は、常に、王権に付随する大権であり榮譽であると見なされており、自らの王国において国王にのみ帰属する主権に由来するle droit de francs fiefs a toujours esté

estimé regal, honoristique annexé à la Couronne, et dependant de la souveraineté qui appartient au Roy seul en son Royaume」とのバケの理解を踏まえるならば、公開王状において免役封税が「領主税droit domanial」と見なされている理由も自ずと明らかとなる。フランスにおいて平民が保有する貴族財産は、それが授封地であれ自有地であれ、「国王の威光の下に保有されているsont tenus de sa Majesté」という意味では、「王権とその領土に由来しているdependent de sa Couronne et domaine」というわけである。

13世紀末から16世紀にかけて免役封税が徐々に定着していくそもその背景には、貴族等が自らの保有する授封財産を家産とみなし、家産経営上有利な譲渡処分先を資力のある平民層にも求めるようになっていったという事情があり、『王領諸税論』第4章末尾に列挙された関連文献からもその過程を辿ることができる。1307年にフィリップ端麗王との間で結合領主関係paréageを結んだマンド司教ギョーム・デュランGuillaume Durand(?-1330年。『法廷の鏡Speculum judiciaire』の著者で先代司教であった同名ギョーム・デュランの甥)に仕えたピエール・ジャコビPierre Jacobi(?-1347年)の『訴状実務論Practica libellorum』(1493年初版)の第7章「授封物にかんして買主に対して提起される場合の対物訴権についてDe actione in rem pro re feudali, si agatur contra emptorem」第8番¹⁹⁾には、「封主は封臣による売却に同意することを義務づけ

19) “(8.) また注意すべきなのは、封主は封臣による売却に同意することを義務づけられ強制されることはないという点である。なぜなら、永借人については勅法彙纂第4巻第66章「永借権について」第3法文にあるとおり別であるとしても、その旨法文に定められているのを見出せないからである。しかし今日では別の点が遵守されている。というのも、何らかの誤解から、幾つかの地域では、封主は封臣による譲渡に同意するか、あるいは、代価が存する場合には同一額と引き換えに目的物を保持することを強いられている。つまり、後者でなければ、買主が封を保有することを、封を取得し奉仕するに相応しい者として受け入れねばならない。また、同じ誤りから、封主は50分の1税として何かを受領するとされるが、封についてこの点が定められている箇所は見当たらない。ただし、[ヤコブス・] コルンビの封建法書第2巻第55章「フリードリヒによる封処分禁止令について」第2節注釈では、封が処分される際の承認礼金について言及がある。しかし、学説彙纂第6巻第1章「所有物取戻訴

られ強制されることはないdominus non tenetur nec cogitur consentire vasallo vendendi」との封建法上の原則について、「何らかの誤解から、幾つかの地域では、封主は封臣による譲渡に同意するか、あるいは、代価が存する場合には同一額と引き換えに目的物を保持することを強いられているex quodam errore, quibusdam locis dominus cogitur consentire vasallo alienanti, vel retinere rem pro eodem precio, si precium interveniat」との不本意さを滲ませた指摘が見出される。『訴状実務論』が著された14世紀初め²⁰⁾には既に、授封財産の譲渡が常態化しつつあり、封主は、代価と引き換えに譲受人から買い戻す封主取戻権retrait féodaleの行使か、譲渡を容認して永借地emphyteusis譲渡時の「承認礼金laudemium」に類する保有権移転税reliefを徴収するかの何れかの選択を迫られていたのである。しかしその一方で、「譲渡が貴族から農民若しくは平民に対して為される場合には、封主は、買主を授封し、あるいは、買主に封の保有を認めることを義務づけられず、それを強いられることもあり

権について」第35法文第1節にあるように、ある錯誤に別の錯誤が続くというのは時折見られる。それはともかく、譲渡が貴族から農民若しくは平民に対して為される場合には、封主は、買主を授封し、あるいは、買主に封の保有を認めることを義務づけられず、それを強いられることもあり得ない。なぜなら、平民が貴族のように武装して奉仕する能力と用意があるというのはいささかなく、また、通例ともいえないからである。封建法書第2巻第26章「死亡者の封について封主と封臣の男系親族との間に争いが生じた場合」の「恩貸地云々」の節、同第34章「コッラドゥスの法律について」第2節、更には、同第40章「コッラドゥスの章令について」第1節の文言「全ての譲渡」への標準注釈末尾、同第52章「ロタリウスの封処分禁止令について」第1節の文言「取引」への標準注釈も論拠となる。以上が区別なく正しいと私が考えるのは、封が無条件で無制限である場合である。これに対して、封が一定の範囲に限定された条件付きの封の場合には、その封が平民にも貴族同様に十分な仕方でも担い得るものかどうかによって区別されねばならない。無条件の封と条件付きの封については、封の第七の区分として後にふれる。”(Practica, 49-50引用は1575年ケルン刊『黄金のごとき訴状実務論Aurea practica libellorum』による。)

20) 『訴状実務論』の「序言Prooemium」の末尾には「1311年に記すDatum anno Domini M. CCC.XI.」とある (Practica, 1.)。

得ないdominus non tenetur, nec posset cogi, investire emptorem, seu eum suscipere in possessionem feudi, si fieret alienatio de nobili ad rusticum seu ignobilem」とも述べられていて、「農民rusticus」や「平民ignobilis」への授封財産の譲渡については、譲渡を禁ずる従来の原則が依然妥当していた。「平民が貴族のように武装して奉仕する能力と用意があるというのはありそうもなく、また、通例ともいえないnon est verisimile, nec est regulare, quod ignobilis sit ita sufficiens, et promptus ad serviendum cum armis, sicut nobilis」との理由は、封臣による下位授封を認めた封建法書の法文²¹⁾の類比的な援用からも明らかなおとおり、個々の授封関係によって人的に結びついた上位者への奉仕義務という封建法的論理の枠内で提示されている。

王太子ルイ(後のルイ11世)により旧来のドーフィネ評定院Conseil delphinalから改組されたグルノーブルのドーフィネ高等法院Parlement du Dauphiné(1453年設立、1455年国王シャルル7世の承認)で評定官を務めた²²⁾ギイ・パーブGuy Pape(?-1477年)の『グルノーブルのドーフィネ高等法院判決集Decisiones parlamenti Dalphinalis Gratinopolis』(1490年初版)の問題415²³⁾では、ジャコビの『訴状実務論』の上記箇所を典拠に、封主は封臣によ

21) 「恩貸地は法を欺く何かが為されない限り封臣から更なる授封が可能であるが、騎士に授封される場合に限られるbeneficium a vasallo in feudum, si nihil in fraudem legis fiat, recte dati potest, dum tamen militi detur」(Libri feudorum, II, 5.)、「封臣は封主の許しなく封を譲渡してはならないが、相手方が封を担い得る者である限り正当に授封できるnec vasallus feudum sine voluntate domini alienabit: in feudum tamen recte dabit, si secunda persona sit talis, quae feudo servire possit」(II, 34, 2.)

22) なお、王太子ルイは、父王シャルル7世(在位1422-61年)と対立した際に(1456年。ルイはブルゴーニュ公領に逃亡、国王によりドーフィネ没収)国王側に与したドーフィネ高等法院の評定官等を、ルイ11世(在位1461-83年)として国王に即位した1461年に罷免しており、パーブもその一人であった。

23) “(1.) 私が授封物を購入し、臣従礼の承認と共に封主に忠誠を誓約しようとする場合に、封主は私を受け入れることを拒み得るのか、この点について、ペトルス・ヤコブス『訴状実務論』「授封物にかんする対物訴権について」の「注意すべきなのは云々」の行において、封主は売却する封臣に同意する義務づけられることも強制さ

れることもないと述べている。彼によれば、永借人の場合は別であるとしても【勅法彙纂4巻66章「永借権について」第3法文】、法文にその旨定められていないというのがその理由とされる。しかし、ヤコブス・デ・ベルウイソ、そして、封建法書第2巻第3章「誰によって授封は為されるのか」第1節注釈の「しかし封臣が云々」の行で彼に与しているバルドゥスは、別の考えであると解され、彼等は、そのような拒絶が封臣の利益に反しないわけではない旨述べている。というのも、封主は、封建法書第2巻第7章「忠誠誓約の新たな方式について」第1節にあるとおり、封臣に対して封に相当する利害関係につき義務づけられ、あるいは、封が自らの下にあり授封を為した場合には、同第1巻第4章「授封について争いが生じた場合」前書にあるとおり、目的物の引渡が端的に強制され得るからであり、また、同第2巻第6章「忠誠誓約の方式について」末尾や第2巻第47章「如何なる場合に封主は封の所有を奪われるのか」にあるとおり、誠実さを示さなければ、封臣からその権利が剝奪されるのと同様、封主からも封の占有が奪われ、あるいは、前述問題166で述べたとおり、封の所有さえも奪われるからである。ただし、法の下でどうなっているようにも、高等法院の法廷は、慣例上、別の点を遵守している。なぜなら、封主が、授封物や永借物の買主を授封し受け入れることを拒み、あるいは、目的物を依然保持したまま遅滞している場合であっても、当法廷は、公開王状に基づき直ちに、封主に授封物や永借物の買主を授封し受け入れさせるのが常であり、もし封主がこれを拒むならば、当法廷が至高権に基づいてそれらの買主を受け入れ授封し、彼等による目的物の保有を命じている。ただし、貴族から農民に対して譲渡が為された場合は例外であった。というのも、この場合、ペトルス・ヤコブスが『訴状実務論』「授封物にかんする対物訴権について」の「但し封主は義務づけられない云々」の行で述べているように、封主は農民の授封を義務づけられていなかったからである。しかし、我々ドーフィネの封主との関係では、農民や平民であっても、ドーフィネの会計法院管轄下の授封物について、ドーフィネの封主に二倍の承認礼金を支払えば、授封され受け入れられる習わしとなっている。そして、これは、高等法院や会計法院の評定官等にそれが公平で誠実であると解される場合であり、彼等にとって誠実と解されない場合には授封を為すことを拒むのが常である。(2.) 授封によって占有は移転するのであろうか。自力で占有を確保する許可が下されたように見えてとしても、インノケンティウス[4世]の別書第1巻第4章「慣習法について」第2節注釈に従い、否と解すべきである。そこにあるとおり、買主にそれが可能となるのは、封主が高権に基づき同一の代価と引き換えに保持することを望まない場合に限られ、授封物にかんしても当地の一般慣習法上それが可能であるという点が、常々遵守さ

る授封財産の譲渡への同意を義務づけられないとの理解に言及しつつ、まずは封建法学の枠内においてこの理解に反駁を加えようと試みている。その際参照されているのは、バルドゥスの『封慣行注解』の封建法書第2巻第3章「授封は誰によって為され誰によって受領されるのかPer quos fiat investitura, et per quos recipiatur」第2節最終文注釈である。「忠誠誓約を拒む者に授封を為してはならないnulla investitura debet ei fieri, qui fidelitatem facere recusat」とする法文を論じた同注釈の一節において、バルドゥスは、「封臣が忠誠誓約を捧げようとしているのに、封主が授封を拒む場合はどうかquid si vasallus vult praestat fidelitatem: dominus autem recusat facere investitura」という問いに、「封主は封臣に利害関係の賠償を義務づけられるか、あるいは、端的に目的物の引渡と授封を義務づけられるdominus sibi tenetur ad interesse, vel potest praecise cogi tradere rem investituram facere」と解答し、更に、「封臣が忠誠誓約を拒めばその権利を剥奪されるように、封主も封の所有権を剥奪

れているのを私は見てきた。授封物の問題にかんして前述問題35で述べたところを参照されたい。(3.) それでは、上級所有権者は目的物の授封と引き換えに承認礼金を求めべきなのであろうか。ベトルス・ヤコブスは、『訴状実務論』前掲箇所「しかし今日では云々」の行において、どの法文にもその旨の定めが見出されないとの理由で否と答えている。しかし、[ヤコブス・]コロンビの封建法書第2巻第55章「フリードリヒによる封処分禁止令について」第2節注釈では、封が処分される場合の承認礼金について言及がある。ところで、当地ドーフィネやサヴォワその他隣接する諸地方の一般慣習法の下では、たとえ授封物であっても永借物に倣って買主から承認礼金を受領し取得するのが通例となっている。ただし、フランス王国では別の点が遵守されており、授封物にかんしては承認礼金を受領しないとされる。(4.) 以上に関連して更に、ある封主がある封について貴族あるいは平民を授封する場合、そのような授封によって目的物の授封物化も為されると解すべきか問題となる。この点、別書第3巻第7章「聖職禄設定について」第4節の標準注釈やヘンリクス・ボヒクスの同第1巻第6章「選出及び被選出者の権能について」第15節注釈にあるとおり、聖職禄授与が聖職禄の設定および供与をもたらすのと同じく、然りと解される。なお、私の『助言集』問題83でもこの点について少しふれた。(Decisiones, ciiii.r.-v.引用は1520年リヨン刊のテキストによる。)

される *dominus privabitur proprietate feudi sicut vasallus privaretur suo iure si recusaret fidelitatem praestare*」とのヤコブス・デ・ベルウィシオ *Jacobus de Belvisio*(?-1335年) の見解にも言及している²⁴⁾。しかし、一見して明らかなおとりに、このバルドゥス説やヤコブス説は、封臣による授封物の譲渡を想定したのではなく、授封時の相互的な誠実を論じたものにすぎず、封主に譲渡承認を義務づける直接的な論拠とはなり得ない。

そこでパーブは封建法的論理とは次元を異にする「高等法院の法廷 *Curia Palamenti*」の立場を披露している。それによれば、「封主が、授封物や永借物の買主を授封し受け入れることを拒み、あるいは、目的物を依然保持したまま遅滞している場合であっても、当法廷は、公開王状に基づき直ちに、封主に授封物や永借物の買主を授封し受け入れさせるのが常であり、もし封主がこれを拒むならば、当法廷が至高権に基づいてそれらの買主を受け入れ授封し、彼等による目的物の保有を命じている *si dominus recuset, aut plus debito differat investire, et retinere emptorem rei feudalis vel emphiteotecae, ipsa curia consuivit dominum summari facere per literas patentes, quod investiat et retineat emptorem rei feudalis vel emphiteuticae; quod si facere recuset, consuivit ipsa curia iure superioritatis tales emptores retinere et investire, et mandare eos conservari in possessione talium rerum*」とされる。ドーフィネ地方は、周知のように、ヴィエノワ太守 *Dauphin de Viennois* アンベール 2 世(在位1333-49年) とフランス国王フィリップ 6 世(在位1328-50年) のロマン条約 *Traité de Romans*(1349年) に基づきフランスに譲渡され、フランス王位の筆頭承継者(王太子 *Dauphin*) の授封地となっていた。従って、ここに言う「公開王状 *litterae patentes*」を発したドーフィネの最上級の封主たるフランス国王と、その直接の封臣たる王太子から下位授封されている個々の領主との間に間接的な授封関係が存するのは確かである。しかし、ここでは、それらの陪臣等から更なる下位授封を受けた者等が授封地を売却した場合に、国王裁判所たる高等法院が末端の下位授封関係に直接介入し、授封地購入者に対する授封を陪

24) *Commentaria*, 33.r., n.6.

臣等に命じ、あるいは、高等法院自身が国王の「至高権*ius superioritatis*」に基づき授封を為し得ると解されている。更に、パーブは、農民等が買主であるならば封主は授封を強制され得ないとの前述のジャコビ説についても、「我々ドーフィネの封主との関係では、農民や平民であっても、ドーフィネの会計法院管轄下の授封物について、ドーフィネの封主に二倍の承認礼金を支払えば、授封され受け入れられる習わしとなっている*respectu domini nostri delphinalis consueverunt investiri et retineri etiam rustici seu plebeii de rebus fedalibus in camera computorum delphinali solvendo duplica laudimia domino nostro delphinali*」と述べて、旧来の封建法学とは異なる実務慣行に注意を促している。単数形で表示される「ドーフィネの封主*dominus delphinalis*」とは、「ドーフィネの会計法院管轄下の授封物*res feudales in camera computorum delphinali*」との表現も考え合わせるならば、国王からドーフィネを一括して授封されている王太子あるいは国王自身を指すものと考えられる。この場合、授封地を購入した「農民や平民*rustici seu plebeii*」が国王乃至王太子に支払う「二倍の承認礼金」とは、彼等が国王は勿論のこと王太子とも直接の授封関係に立つわけではない以上、免役封税に限りなく近い意味合いを有することになろう。

最後に、16世紀半ばにパリ高等法院の評定官を務めたアンドレ・ティラコー André Tiraqueau(1488-1558年)の『貴族身分及び長子権について *De nobilitate et iure primigeniorum*』(1549年初版)の第一部貴族身分論第7章からバケが参照を指示している箇所²⁵⁾では、冒頭、授封と授爵の関係について、

25) “(14.) 我々の先達等の見解は以上に述べたとおりである。しかし、私自身は、先に引用した他の人々と共に次のような見解に与する。すなわち、皇帝、自らの王国における王、その他、授爵の権利を有する者が、前述の大権に属する封や他の貴族授封財産を、平民の誰彼に、彼が平民であることを知りつつ与えたのであれば、それによって彼に貴族身分が付与されたものと解されるのである【論拠となるのは学説彙纂42巻1章「既判事項について」第57法文】。これに対して、そのような権利を有しない他の者が封を与えても、その権利を有する君主が承認しない限り、どのような仕方でも封が与えられたにせよ、その者がそれによって貴族身分を得るとは考えられない。いずれにせよ、農民や平民が、何らかの貴族授封財産を保有する者から、その価値よりもはるかに高い額で当該授封財産を購入しても、それが正当価格と見

なし得ないならば、貴族身分を得ることはない。それどころか、貴族身分を金銭で取得することはそもそも不可能である。実際、エウリピデスがストバエウスの『文集』第85章で述べているように、「言うなれば、唯一金では手に入らぬのもの、それこそ高貴な血筋と徳」(以上ゲスネルスの訳)なのである。ただし、既に別の箇所ですべたとおりフランスにおいてあらゆる封がそうであるように家産の内に含まれている封、官職、裁判権について、これを購入し取得することは、バルドゥスが封建法書第2巻第34章「コッラドゥスの法律について」第1節注釈第1段「注意すべきなのか云々」の行で同法文を根拠に述べている通り、農民にも許される。ヤコブス・アルワロトゥスの同法文注釈第2段、アレッサンドリアの枢機卿[ヨアンネス・アントニウス・デ・サンクト・ゲオルギオ]の同法文注釈第2段、パノルミタヌス『助言集』第2巻助言3第22問もバルドゥスに与している。〈15.〉また反対に、農民あるいは平民は、財産管理の自由を有してさえいれば、同じくバルドゥスが、ヤコブス・ラウアニスの封建法書第1巻第1章「授封できる者について」前書注釈最終段「ただし今日云々」の行に従い、同第2巻第3章「授封は誰によって為され誰によって拝受されるのか」前書後段を根拠に述べるように、授封することも可能である。これに与しているのは、ヤコブス・アルワロトゥスとアレッサンドリアの枢機卿の同法文注釈であり、彼等は同法文を上記前書と組み合わせ解釈しており、アレッサンドリアの枢機卿の注釈第2段ではアルワロトゥスからこの点が引用されている。また、ヤコブス[→ヨアンネス]・ア・サンクト・ゲオルギオの『封論』封の区分8第4段も同旨である。更に、アルワロトゥスとアレッサンドリアの枢機卿の上記注釈によればインノケンティウス4世とフィレンツェの枢機卿[フランキスクス・デ・ザバレラ]が別書第2巻第2章「裁判籍について」第7節注釈で同様に述べていたとされるが、私の手元の版ではそれは見出されず、インノケンティウスは、冒頭部分に続けて、領主は誰であれ、どれだけ身分が低い農民であっても、授封物上に裁判権を有する旨述べているにすぎない。〈16.〉以上の点にかんしてよく注意すべきなのは、ベトルス・ヤコブスが『訴状実務論』「授封物にかんする対物訴権について」第2段において書いているとおり、貴族が農民に封を売却しても、封主にそれを授封する義務はないという点である。ガイド・パバエ『グルノーブル高等法院判決集』判決415第2段もこれに与しているが、その箇所では、ドーフィネにおいて、これとは異なる点が、フランスにおいてそうであるのと同じく、遵守されていると指摘されている。実際、この種の封を取得した平民等がそれらの封のために何かを君主に支払うべく義務づけられているのは、この点に関わる勅令に定められているとおりであり、それらの勅令は一般に免役封及び新規取得財産にかんする王令と呼ばれている。(De nobilitate, 30-31.引用は1549年パリ初版による。)

「皇帝imperator」や「国王rex」のように「授爵の権利を有する者qui ius habet conferendae nobilitatis」が「貴族授封財産を、平民の誰彼に、彼が平民であることを知りつつ与えたのであれば、それによって彼に貴族身分が付与されたものと解されるconcesserit feuda nobilia, ignobili cuiquam, quem scit ipse esse ignobilem, illi eo ipsonobilitatem concedere videtur」が、「そのような権利を有しない他の者が封を与えても、その権利を有する君主が承認しない限り、どのように封が与えられたにせよ、その者がそれによって貴族身分を得るとは考えられないquod si alius cui id ius non sit, ea feuda concesserit, non video, quomodo is cui concessa sint, ex eo nobilitetur, nisi si princeps qui id ius habet, confirmaverit」との見解が提示されている。この見解に従えば、授封に授爵が伴うのは授爵権を有する「君主princeps」が授封する場合に限られ、フランスにおいて授爵を伴う授封を為し得るのは「国王rex」に限られることになる。逆に言えば、「平民ignobilis」が何らかの下位授封によって貴族財産を取得したとしても、最上級の封主たる国王が当該下位授封を容認し彼に授爵しない限り、「貴族身分nobilitas」を得ることはない。バケも『王領諸税論』第3章の冒頭で免役封税の定義の前提として、「フランスでは、一般に、封や貴族所領が人を貴族にするわけではないen France communement les fiefs et terres nobles n'anoblissent point les perssonnes」と述べており²⁶⁾、授封と授爵の区別し後者を国王大権regaleとみなす理解²⁷⁾は当時既に常識化していたも

26) Oeuvres, II, 12-13.なお、この点は『王領諸税論』第20章「封も裁判権もフランスでは貴族身分を与えないLes fiefs ny les justuces n'anoblissent point en France」で詳論されている(Oeuvres, II, 72-73.)。

27) 『王領諸税論』第17章でも、「フランスでは国王だけが授爵でき、フランスに居住する平民への授爵状の授与は王権にのみ属しているle Roy seul peut anoblir en France, et à sa seul Majesté appartient donner lettres d'anoblissement au roturier demeurant en France」とされ、続く第18章には、「平民が国王から拝受するものとされている授爵状の書式la forme des lettres d'anoblissement, que les roturiers ont accoustumé obtenir du Roy」が、当時の国王アンリ3世(在位1574-89年)の公開王状による授爵状を例に示されている(Oeuvres, II, 65-67.)。なお、平民の封の購入が授爵を意味しない点をあらためて確認した同王のプロワの大王令第258条については

のと解される。

一方、授封財産の売買について、ティラコーは、「フランスにおいてあらゆる封がそうであるように家産の内に含まれている封、官職、裁判権について、これを購入し取得することは、農民にも許される*licet rustico feuda, dignitates, et iurisdictiones quae sunt in patrimonio, uti sunt in Gallia feuda omnia, emere et acquirere*」としており、家産化した授封財産の購入可能性が「平民*ignobilis*」や「農民*rusticus*」にも開かれているとの認識に立っている。典拠として参照されているのは、「売主自身の家産である官職や裁判権であれば農民も購入できる*rusticus potest emere dignitates et iurisdictiones quae sunt proprium patrimonium venditoris*」とするバルドゥスの『封慣行注解』の一節²⁸⁾であるが、フランスにおいて授封財産一般が家産化し相続と自由な処分に委ねられているとの認識は、「当王国全域において封は家産とみなされ、要するに、無条件かつ単純に家産に属する財産が普通法上そのように解されているように封臣の完全かつ自由な権能と処分に委ねられている*in toto hoc regno feuda esse patrimonialia ceneri, hoc est in plena et libera facultate et dispositione clientum, sicut de iure communi censentur bona quae pure et simpliciter sunt in patrimonio nostro*」とのシャルル・デュ・ムーランCharles du Moulin(1500-66年)の『パリ慣習法注解第一部*Pars prima commentarum in consuetudines Parisienses*』(1539年初版)での指摘²⁹⁾にも象徴されるとおり、広く受け入れられていた。そこで残る問題は、授封財産を購入した平民等が封主との関係で当該財産を保有し続けられるかどうかである。封臣による授封財産売却への同意と購入者の授封財産保有の承認を封主に義務づけられるか否かをめぐるジャコビ説とパーブ説の対立は、まさにこの点に関わるものであった。ティラコーは、両者の見解を引用しつつ、「この種の封を取得した平民等がそ

後述Ⅱ末尾を参照。

28) *Commentaria*, 59.v., n.2.

29) 第1章「封の問題について*De matiere feudale*」表題注釈第49番(*Pars prima commentarum*, viii.v.引用は1539年パリ初版による)。1576年パリ刊の増補版では同第104番(18.r.)。

これらの封のために何かを君主に支払うべく義務づけられている*tenentur ii ignobiles, qui huiusmodi feuda acquisiverint, pro iis quidpiam solvere principi*』という点で、ドーフィネとフランスの実務が同じであると指摘してパープ説に与している。その際、ティラコーの念頭にあったものこそ、「一般に免役封及び新規取得財産にかんする王令と呼ばれる勅令*ordonationes principales, quas vulgo vocant ordonnances des francs fiefz et nouveaux acquetz*」であった。ここに言う「勅令*ordonationes principales*」が具体的に何を指すのかは明らかではないが、当時の国王アンリ2世の公開王状や公刊されたばかりのルビュッフィの『王令集』に収録された覚書等を想起すればここでは十分であろう。平民による貴族財産の取得保有を国王への免役封税の納付と引き換えに許容する実務の定着は、16世紀半ばには既に学説上も認知されていたのである。

II

免役封税の納付によって平民にも保有可能となった貴族財産は、当然、家産の一部として相続の対象となる。そのような平民保有の貴族財産の相続を如何に扱うかは各地の慣習法の領分であった。王権による免役封税徴収の実務が定着した16世紀は、高等法院の評定官等から成る親任官団が各地で慣習法の成文化や改定を主導した時期でもあり、それらの成文慣習法には貴族財産相続時の分割方法についても規定されている。その規定は慣習法毎に多種多様であるが、相続当事者が貴族か平民かを問わずに貴族財産の相続一般について「貴族的にnoblement」分割し長子に優先的に承継させる旨定める慣習法群がまず存在する。ここで長子の「優先承継分*preciput*」に必ず含まれるべき「主たる城館*le principal manoir*」等の諸項目の細かな相違を度外視し、代襲者を含む直系卑属の共同相続時の相続分にも着目するならば、例えばパリ慣習法（1510年成文化、1580年改定）やオルレアン慣習法（1509年成文化、1583年改定）では、子が二人ならば長子が3分の2、次子が残り3分の1を承継し³⁰⁾、次子以下が

30) パリ旧慣習法第1章「封の問題について」第9条、同改定慣習法第1章「封につ

複数ならば長子が2分の1を承継し、残り2分の1を次子等が均等に分割するものとされている³¹⁾。このような「長子権droit d'ainesse: prerogative d'ainesse」に基づく共同相続上の優遇を享受できるのは「長男子le fils aîné」のみであり、女子間では均等分割が義務づけられているが³²⁾、「長男子」という表現にそれ以上の限定は見られず、たとえ平民における共同相続であっても遺産に含まれる貴族財産については「長男子」が優遇されることになる。また、ムラン慣習法(1506年成文化、1560年改定)の同趣旨の規定では、「貴族にせよ非貴族にせよnobles ou non nobles」との表現によって³³⁾、パリ慣習法の類

いて」第15条、オルレアン旧慣習法第26条、同改定慣習法第1章「封について」第90条(Nouveau coutumier general, III, 2/ 31/ 737/ 782。引用は1724年パリ刊、シャルル＝アントワーヌ・ブールド・ド・リシュブールCharles-Antoine Bourdot de Richebourg編『新慣習法総覧Nouveau coutumier general』による)。

- 31) パリ旧慣習法(「パリのプレヴォ区及び副伯領の一般慣習法Les coutumes generales de la prevosté et vicomté de Paris」)第1章「封の問題についてDe matiere feodale」第10条、改定慣習法(「パリのプレヴォ区及び副伯領の慣習法 Coutumes de la prevosté et vicomté de Paris」)第1章「封についてDe fiefs」第16条、オルレアン旧慣習法(「オルレアンのバイイ区及びプレヴォ区、並びに、それらの管轄地の慣習法Les coutumes du bailliage et prevosté d'Orleans et ressorts d'iceux」)第1章「封についてDes fiefs」第25条末尾、同改定慣習法(「オルレアンの公領、バイイ区、プレヴォ区、並びに、それらの管轄地の慣習法Les coutumes des duché bailliage et prevosté d'Orleans et ressorts d'iceux」)第1章「封についてDes fiefs」第89条(Nouveau coutumier general, III, 2/ 31/ 737/782)。
- 32) パリ旧慣習法第12条、同改定慣習法第19条、オルレアン旧慣習法第25条末尾、同改定慣習法第89条末尾(Nouveau coutumier general, III, 2/ 31/ 737/ 782)。
- 33) 旧慣習法(「ムランのバイイ区及びその旧管轄地全域の慣習法Les coutumes du bailliage de Meleun et en tout l'ancien ressort d'iceluy」)[第14章]「封の取得についての章Chapitre de saisine en fief」第165条及び第166条、改定慣習法(「ムランのバイイ区、並びに、その従来の管轄地と飛び地の慣習法Coutumes du baillage de Meleun, anciens ressorts et enclaves d'iceluy」)第4章「封についてDe fiefs」第89条(Nouveau coutumier general, III, 424/ 440)。旧慣習法第166条末尾及び改定慣習法第90条では、仮に子が男女各一人で女子が男子よりも年長であっても、年少の男

縁慣習法の一つマント慣習法（1556年成文化）でも、「貴族にせよ平民にせよ soit noble ou roturier」の表現によって³⁴⁾、「長男子」による貴族財産の優先承継が貴族平民の区別なく認められる点が一層明確となっている。更に、改定ペロンヌ慣習法（1567年改定）では、封の相続について、「貴族間entre nobles」では次子等の相続分は常に5分の1に限られているが³⁵⁾、「平民間entre roturiers」では、次子が一人の場合には「長男子」に3分の2、次子が複数の場合には2分の1とされ³⁶⁾、貴族と平民間で「長男子」優遇の度合いに差が見受けられる。いずれにせよ、貴族財産の共同相続一般において長男子を優遇するのが、フランス北東部、オルレアネ、イル＝ド＝フランス、ピカルディの各地方一帯の諸慣習法の特徴といえよう。

一方、このような貴族的分割、つまり、共同相続における長男子優遇を、原則として、相続当事者が貴族の場合にのみ限定する慣習法群が存在する。この内、

子が「長子権」を享受するとされている。

- 34) 「マント及びムランの伯領及びバイイ区、マント特別裁判区の従来の管轄地及び飛び地の慣習法Coutumesdu comté et bailliage de Mante et Meullant, siege particulier dudit Mante, et ancien ressort et enclaves d'iceluy」第1章「封についてDes fiefs」第1条 (Nouveau coutumier general, III, 183.)。ただし、長男子の相続分は、次子が一人か複数かを問わず常に3分の2とされている。
- 35) 「ペロンヌ、モンディディエ、及び、ロワイエの総督管区の慣習法Coutumes du gouvernement de Peronne, Montdidier, et Roze」[第8章]「相続についてDes successions」第169条 (Nouveau coutumier general, II, 636.)。旧慣習法（「ペロンヌの総督管区及びプレヴォ区の慣習法Coutumes de la gouvernance et prevosté de Peronne」1507年成文化）では、次子等には、「5分の1の相続分quint hereditail」ではなく、「5分の1の終身用益権quint viager」が認められるに留まっていたが（604.）、「立法理由要録Procès verbal」にあるとおり（655.）、「過酷で不当dure et inique」とされ改定された。
- 36) [第8章]「相続についてDes successions」第180条から第182条 (Nouveau coutumier general, II, 637.)。「立法理由要録」にも（655.）第180条について、旧慣習法上（604.）、「封の相続について貴族と平民で差異がなかったn'y avoit difference en succession de fiefs entre les nobles et les roturiers」点を改めた旨明言されている。

平民保有の貴族財産の相続について一切例外を認めないものとして、例えば、アングーモワ慣習法(1514年成文化)は、平民における相続一般に加えて、貴族間についても、平民から購入された土地のように「平民的に保有されている不動産や地所 choses immeubles et heritages roturierement tenuz」に限って共同相続人の相続分均等を定める一方³⁷⁾、授封財産等の貴族財産の相続については、「貴族間において entre nobles」のみ、「長男子 le fils aîné」が「主たる城館あるいは屋敷 le chastel ou manoir principal」を「長子の優遇乃至権利として par avantage et droit d'aisnelle」取得するものとしている³⁸⁾。前述のパリ旧慣習法やムラン旧慣習法等と同様、パリ高等法院の大審部第二部長評定官 second président en la Grand Chambre ティボー・バイエ Thibault Baillet (1445-1525年)と同評定官 conseiller ロジェ・バルム Roger Barthelemy (?-1523年)の両親任官 commissaires の主導で、アングーモワ慣習法と同じく1514年に成文化されたのが、オニス地方を通用域とするラ・ロシェル慣習法である。同慣習法では、「貴族領主の長男子、長男子を欠く場合には長女子、もしくは、その代襲者 le fils aîné, ou fille à defaut de fils, du Seigneur noble, ou qui le represente」が、「主たる城館あるいは邸宅 le chastel ou principal hostel」とその「囲われた敷地 la préclature」に加え、「貴族財産の5分の1の相続分 le quint de la succession ès choses nobles」を取得する旨定められている³⁹⁾。両慣習法とも、その編別上、貴族における長子優遇を、相続一般あるいは無遺言相続の特則と位置付けており、長子優遇について貴族と平民を区別しない前述

37) 「アングーモワ伯領及び同セネシャル区において遵守されている一般慣習法 Coutumes generales gardées et observées en la comté d'Angoumois et seneschausée dicelle」第7章「相続について Des successions」第85条 (Nouveau coutumier general, IV, 847.)。

38) 第7章第87条後段 (Nouveau coutumier general, IV, 848.)。なお、「男子相続人もしくはその代襲者が存しない場合 quand il n'y a hoir masle ou qui le represente」には、「長女子 la fille aînée」も妹等との関係で長子権を享受できるとされる。

39) 「ラ・ロシェルの都市及び管轄地域で遵守されている一般慣習法 Coutumes generales observées en la ville et gouvernement de la Rochelle」第19章「貴族の相続について Des successions nobles」第54条 (Nouveau coutumier general, IV, 860.)。

の諸慣習法の大半が「封について」と題された章で授封財産の相続を扱っていたのとは対照的である。同様の特徴を備える慣習法としては、他に、オーヴェルニュ慣習法（1510年成文化）⁴⁰⁾、ブルボネ慣習法（1493年成文化、1521年改定）⁴¹⁾、改定ベリー慣習法（1539年改定）⁴²⁾、ニヴェルネ慣習法（1534年成文化）⁴³⁾等が挙げられる。

ただし、オーヴェルニュ慣習法以下の上記諸慣習法は、貴族における授封財産相続上の長子優遇を「長男子」に限定する点では⁴⁴⁾、前記ベリー慣習法等と同じであり、オーヴェルニュ、ブルボネ、ベリーの各慣習法と類縁関係にあるラ・マルシュ慣習法⁴⁵⁾（1521年成文化）も、第19章「遺言、遺言相続、無遺言相続、

40) 「オーヴェルニュ高低両地方の一般慣習法Les coutumes generales du haut et bas pays d'Auvergne」第12章「相続及び遺言その他の終意処分についてDes successions, testaments et autres dispositions de derniere volonte」第51条（Nouveau coutumier general, IV, 1168.）。

41) 旧慣習法（「ブルボネ地方及び公領の慣習法Coutumes du pays et duché de Bourbonnois」）第12章「相続及び後見についてDes succession et tutelles」第12条、改定慣習法（「ブルボネ地方及び公領の一般慣習法Coutumes generales du pays et duché de Bourbonnois」）第25章「相続についてDes succession」第301条（Nouveau coutumier general, III, 1201/ 1255.）。

42) 「ベリー地方及び公領、並びに、ブルジュ市及び市外域、その他同地方と公領の諸都市や地域の一般慣習法Coutumes generales des pays et duché de Berry, tant de la ville et septaine de Bourges, que des autres villes et lieux dudit pays et duché」第19章「無遺言相続についてDes successions ab intestat」第31条（Nouveau coutumier general, III, 970.）。

43) 「ニヴェルネ慣習法Coutumes de Nivernois」第35章「長子権についてDe droit d'ainesse」第1条（Nouveau coutumier general, III, 1162.）。

44) 旧ブルボネ慣習法や改定ベリー慣習法は「長子権droit d'ainesse」の享受者を「長男子le fils aîné」と明示するに留まるが、オーヴェルニュ慣習法（第12章第52条）、改定ブルボネ慣習法（第25章第304条）、ニヴェルネ慣習法（第35章第2条）は、「女子間entre filles」に「長子権」は生じない旨の規定を別に置いている。

45) 「ラ・マルシュ伯領の高地地方の一般慣習法Coutumes generales du haut pays du comté de la Marche」。成文化担当の親任官は、1517年にパリ高等法院の大審部第三

遺産分割についてDes testamens, successions testamentaires et ab intestat, et partage de biens」第215条の冒頭に、「貴族間の貴族財産にかんする直系相続において、共に相続する男子及び女子が存する場合、男子が、たとえ女子等よりも年少であっても女子等に対して、そしてまた、他の年少の兄弟等全員に対して、長子権を有し、当該長男子は（そして、長男子が亡くなった場合には、彼の長男子が）、父方母方の何れにせよ、その長子権として、彼の選択し希望するままに主たる城館乃至屋敷を取得するen succession directe, entre nobles et de chose noble, où il y a masles et femelles qui succèdent par ensemble, le masle a droit d'aisnéesse sur les filles, posé qu'il soit moins aîné d'elles, et sur tous ses autres freres moins nez; et emporte l'aisné fils (et si l'aisné étoit trespasé, son fils aîné), le chastel ou maison principal tel qu'il voudra choisir et eslire, soit paternel ou maternel pour droit d'ainéesse」と定めている⁴⁶⁾。同慣習法で注目すべきなのは、続く第216条⁴⁷⁾に、「平民に帰属する貴族財産は平民の間では等しい相続分で分割され、長子権は生じないchoses nobles appartenans à roturiers, se partent entr'eux par egales portions, et n'y a lieu de droit d'aisnéesse」とあって、貴族身分にのみ長子権を認める先の諸慣習法の反対解釈から容易に導かれる平民間での貴族財産の均等分割が敢えて明文化されている点である。これらの慣習法の下では、平民の長子乃至長男子が長子権を行使して法律上当然に貴族財産の主要部分を承継することはできない。ある平民が貴族から授封財産である城館や地所を購入し、免役封税を支払って保有していても、子等が相続する際には均等分割の対象となり、もし当該城館等を一体として次世代に引き継ぎたい場合には、さしあたり分割せずに共同相続

部長評定官となっていたロジェ・バルムと、同評定官のニコル・ブラシェNicole Brachetであった。ラ・マルシュのセネシャル区を中心とする「高地地方le haut pays」に対して、ヴィエンヌ川上流域のル・ドラ、ベラック、シャンパニャック等から成る「低地地方le bas pays」は成文法地域に属するとされる(Nouveau coutumier general, IV, 1101, a.)。

46) Nouveau coutumier general, IV, 1117.

47) Nouveau coutumier general, IV, 1117.

人間で共有状態を継続するか、遺贈や遺産生前贈与avancement d'hoirie、価額代償を伴う遺産分割上の合意等が必要となろう。

ところで、シャンパーニュ地方のトロワ慣習法やショーモン慣習法は、「貴族の子等les enfants des nobles」による授封財産の相続に限ってやはり長男子を優遇する⁴⁸⁾ 一方、授封財産の取得保有それ自体の可否について貴族と平民を明確に区別する規定を置いている。すなわち、「貴族の人々は、彼等が貴族的に生きておらず、商人的もしくは平民的に生きている場合であっても、貴族の封や土地をそれが何であれ取得し保有できるtoute personne noble peut acquérir et tenir fiefs et terres nobles, quelles qu'elles soient; supposé qu'elle ne vive noblement, et qu'elle vive marchandement ou roturierement」が⁴⁹⁾、「貴族ではない他の者はこれを為し得ず保有できないce que ne peut faire ne tenir, une autre personne qui ne seroit noble」というのである⁴⁹⁾。この規定の前段は、軍役奉仕を本来の任務とする貴族が商業や農業に従事すれば身分喪失に繋がるとの公知の原則に反するよう見えるが、デュ・ムーランの注釈にもあるように、長男子優遇の犠牲となって「貧困となり商売に一時手を染めざるを得なく

48) 「トロワのバイイ区で遵守され維持されている一般慣習法Coutumes generales gardées et observées au bailliage de Troyes」第2章「貴族の諸権利及び特権、並びに、貴族は如何に相続するかについてDes droicts et prerogatives de nobles, et comment ils succedent」第14条 (Nouveau coutumier general, III, 239-240.)、「バシニのショーモンのバイイ区慣習法Les coutumes du bailliage de Chaulmont en Bassigny」第1章「貴族及び非貴族の身分や処遇、権利や特権、並びに、彼等が如何に相続するかについて」第8条 (Nouveau coutumier general, III, 352.)。長男子が優先的に承継できるのは、授封財産の内、本条に列挙された「主たる城館le principal chastel」以下に列挙された項目に限られ、「当該封の余剰分については長男子であっても他の男子や女子等との間で均等に分割するau pardessus desdits fiefs, ledit aîné fils et les autres fils et filles, les partent également」が、その場合、「男子一人につき女子二人分を取得するun fils y prend autant que deux filles」ものとされ、長子権に基づく長男子優遇と共に、いわゆる男子優遇相続権droit de masculinitéが認められている。

49) トロワ慣習法第2章第16条 (Nouveau coutumier general, III, 240.)。ショーモン慣習法第1章第10条の文言もほぼ同じである (Nouveau coutumier general, III, 353.)。

なった次子等*secundo geniti qui sunt pauperes, et interim coguntur mercantiam exercere*」の救済が意図されているようである⁵⁰⁾。これに対して、平民については、授封財産の相続以前にその取得や保有そのものが認められていない。そしてこの点は、両慣習法と同じく1509年にバイエとバルムの両親任官を迎えて成文化されたヴィトリ慣習法とモー慣習法において更に詳しく敷衍されている。

まず、ヴィトリ慣習法によれば、「貴族ではない限り何人も国王の許しなしに授封地を保有できず、たとえ保有しているとしても、国王の官吏等は、一年と一日以内にそこから退去すべく強いることができ、また、それに代わって国王のために収益を徴収するものとする*aucun ne peut tenir terres de fiefs, s'il n'est noble personne sans congé du Roy; et s'il en tient, les officiers du Roy le peuvent contraindre à en vuidier ses mains dedans l'an et jour: et en son deffault, leveront les fruits pour le Roy*」とされ、更に、「国王の官吏等*les officiers du Roy*」に限らず、「国王その他の封臣にあたる領主等も彼等の封や陪臣封について同様のことを為し得る*ainsi pareillement font les autres seigneurs vassaux du Roy, ou d'autres, de leurs fiefs ou arrierefiefs*」とされている⁵¹⁾。平民に対する授封財産保有の禁止と「一年と一日以内*dedans l'an et jour*」の退去命令は、Iでみたとおり、フランソワ1世以降歴代国王の公開王状において過去の諸王令の内容として繰り返し確認されている点と一致しており、「それに代わって国王のために収益を徴収する*en son deffault, leveront les fruits pour le Roy*」という一節も対象授封地の年間収益の一定割合として算定される免役封税を指すものと解される。このような免役封税との連関が一層明確となっているのがモー慣習法⁵²⁾である。同慣習法第20章には、「平民で貴族

50) 引用は1612年パリ刊『著作全集』第3巻所収「フランス諸慣習法への精確な注記集 *Notae solennes ad cosuetudines Gallicas*」167頁(=デュ・ムーラン編『慣習法総覧 *Le grand coutumier*』第1巻第207葉表の欄外注4)による。

51) 「ヴィトリ=アン=バルトワ、別名、ヴィトリ=ル=フランソワのバイエ区慣習法 *Les coutumes du bailliage de Vitry en Partois, dit le François*」第3章「封について *Des fiefs*」第46条(*Nouveau coutumier general*, III, 314.)

52) 「モーのバイエ区において遵守され維持されている一般慣習法 *Coutumes generales*

ではない者が封を保有できないのはなぜかComment gens roturiers et nonnobles ne peuvent tenir fiefs」との表題が付され、同章冒頭の第154条には、「当慣習法の下では、貴族でなければ何人も封を保有できず、たとえ封を取得しても、当該封について国王に税を納めるか、あるいは、忠誠誓約と臣従礼の下に封主によって受け入れられない限り、一年と一日以内に封主はその者に退去を強いることができるPar ladite coutume nul ne peut tenir fief s'il n'est noble, et s'il en acquiert le seigneur le peut contraindre à en vuyder ses mains dedans l'an et jour si n'est qu'il en paye finance au Roy, ou que son seigneur l'eust receu à foy et hommage」と定められている⁵³⁾。授封財産の取得者が貴族ではなく、それ故また、封主が「忠誠誓約と臣従礼foy et hommage」の受入れを拒んだとしても、「国王に税を納めるpaye finance au Roy」限り、当該財産を保有しつづけることができるわけである。

しかし、このように平民が免役封税の納付と引き換えに授封財産を保有し得る旨明示している点では似通っている両慣習法も、相続に対する態度は対照的である。ヴィトリ慣習法は、「複数の子等と一つ以上の城館を遺して亡くなった貴族の人々の相続において長男子が長子権と相続によって彼に相応しい城館あるいは守備堅固な屋敷を取得するen succession de nobles personnes, qui decedent et delaisent plusieurs enfans, et un ou chasteaux, l'ainné fils emporte par droict d'ainéssé et succession lequel chastel ou maison forte que bon luy semble」云々と定めて⁵⁴⁾、同じシャンパーニュ地方の類縁慣習法

gardées et obeservées au bailliage de Meaux」

53) Le grand coutumier, I, xxi.v.本条については、1567年パリ刊のデュ・ムーラン編『慣習法総覧』第1巻所収のテキストに基づいて引用する。

54) 第4章「貴族及び平民における相続や遺産分割についてDes successions et partages entre gens nobles et roturiers」第55条 (Nouveau coutumier general, III, 315-316.引用は同条冒頭部分)。なお、『新慣習法総覧』の同章表題の文言<及び平民 et rotiriers>に付された注釈(315, f.)では、17世紀半ば、本慣習法の通用地に存する授封地の相続をめぐり、慣習法とは異なる「慣行usage」の存在が主張され、平民への長子権適用の可否について争われた事件について、「慣習調査団turbes」による報告を命じたパリ高等法院の王示部la chambre de l'Editの判決、及び、慣習法に反し

であるトロワ及びショーモン慣習法がそうであったように、貴族にのみ長子優遇を認める。これに対して、旧シャンパーニュ伯領の一部でありながら、イル＝ド＝フランスの南東部、パリにほど近いマルヌ川流域を通用地とするモー慣習法は、前述のパリ慣習法や類縁関係にあるムラン慣習法等と同じく、授封財産の相続について貴族と平民を区別していない。モー慣習法の第21章「相続について、そしてまた、貴族の封や財産は直系及び傍系において如何に分割されるのかDe la succession. Et comment se partent les fiefs et choses nobles, tant en ligne directe que collaterale」第169条には、「平民で貴族ではない人々が、国王もしくは封主の許可、あるいは、それを為し得る他の人々の許可によって、貴族の封を保有していて、当該封が分割されることになった場合、その貴族の封は、平民の子等の間で、彼等が貴族であるかのように分割され分配されねばならない。それ故、長男子は、彼が貴族であるとの仮定の下で、彼が貴族であっ

て「貴族的分割la partage noble」を命じた下級審判決を最終的に破棄した法院判決がジュリアン・ブロードーJulien Brodeau(1585-1663年)の名義で紹介され、更に、『新慣習法総覧』の編者ブルド・ド・リシュブール自身も、平民に貴族的分割を認めない当慣習法の有効性を宣明した「規則命令形式の法院判決Arrest en forme de régelment」に言及している。後者の典拠は増補新版『法廷時報すなわちフランスの全高等法院及び最高諸法廷の主要判決集Journal du Palais, ou recueil des principales decisions de tous les parlemens et cours souveraines de France』第1巻(1701年初版)の878頁以下に、「ヴィトリ＝ル＝フランソワの慣習法において、授封財産は、平民の相続との関係では、長男子のための優遇も優先もなく分割されねばならないのかSi dans la Coûtume de Vitry-le François, les biens feudaux se doivent partager sans avantage ni préciput pour l'ainé à égard des successions des personnes roturieres」との表題で収録されている1678年3月16日付けのパリ高等法院の第四審尋部la quatrième chambre des Enquestesの判決である。それによれば、「極めてよく見られる慣行に関わり、なおかつ、ヴィトリ慣習法と似通った規定を有する他の諸慣習法にも有益な当問題の重要性l'importance de la matiere qui est d'un usage tres-frequent, et qui peut servir pour les autres Coûtumes qui des dispositions semblables à celle de Vitry」を考慮して、「規則命令形式forme de Regelment」が採られたとされている(885頁)。

た場合に匹敵する長子権を有するものとするSi gens roturiers et nobles tiennent fiefs nobles par permission du Roy, ou du seigneur feudal, ou d'autre ayant de ce faire pouvoir, et lesdits fiefs viennent à partage, tel fief noble se doit partir et diviser entre les enfans du roturier, comme s'ils estoient gens nobles. Et aura le fils aîné, supposé qu'il ne soit pas noble, droit d'ainéesse, tel et semblable que s'il estoit noble」とあり⁵⁵⁾、「平民の子等の間entre les enfans du roturier」でも「長男子le fils aîné」が貴族に準じた「長子権droit d'ainéesse」を享受できるとされている。平民が「国王の勅許なしにsans permission du Roy」貴族財産を取得保有する場合に免役封税が徴収されるとの理屈に照らせば、予め国王やそれに代わる者の「許可permission」を得て保有している場合だけでなく、前述第154条に基づき免役封税を納めて例外的に保有を許される平民にも本条が適用されることになろう。

ヴィトリ慣習法やモー慣習法に条文上示唆された免役封税との連関は、免役封税を王令等の王国法固有の領分とみなし言及を控える他の多くの成文慣習法の解釈運用においても当然の前提とされていたはずである。この点については、例えば、トロワ上座裁判所評定官conseiller au presidial de Troyesを務めたルイ・ル・グランLouis le Grand(1588-1664年)の『注解付きトロワのバイイ区慣習法Coutume du bailliage de Troyes, avec les commentaires』(1661年初版。『トロワ慣習法注解』と略称)の第2章第16条第1注釈に恰好の記述⁵⁶⁾が見出

55) Nouveau coutumier general, III, 395.ただし、第21章冒頭の第160条によれば、長子権の内容は、「主たる城館乃至邸宅le maistre hostel ou chastel」等に限られ、授封財産の残部については、長幼の区別なく子等の間での均等分割とされており(Nouveau coutumier general, III, 394.)、この点では、残部財産についてもその2分の1を長男子に付与するムラン慣習法とも異なっている(旧慣習法第165条、改定慣習法第89条)。

56) “〈10.〉ところで、これらの土地や不動産は、既に述べたとおり、当初、最初期の諸王から、武闘を生業とする戦士であった諸領主等に対して生涯に限り封として貸与されたものであり、彼等は、ガリアの征服に貢献し、引き続き、王国の守護のために、歴代国王に従い軍役に身を捧げ、それ故に、「騎士」や「盾持ち」などと呼ばれ、その美徳と武勲によって貴族の称号と資格を手にし、歴代国王に忠誠誓約と臣従礼を為し、誠実と人的奉仕を約束すべく義務づけられてきた。〈11.〉王国古来の法律、

される。そこでは、軍役奉仕を為し得ない平民による封の保有を「国王の許しがないかぎり sans permission du Roy」容認しない旨の「多くの古い王令や法院判決 beaucoup d'anciennes ordonnances et arrests」の存在が、バケの『王

法令、王令により、平民で貴族ではない者等に、フランスにおいて、封、貴族不動産、あるいは、貴族的に保有される諸権利を保持することが、本条の規定にもあるとおり、国王の許しがないかぎり容認されないのは以上の理由による。この点は、多くの古い王令や法院判決によって裏付けられ、ショパン『バリ慣習法注解』第1巻第2章第28番、バケ『免役封税論』第1部第4章、ピトゥ氏の本条注釈、その他多くの人々によって言及されている。また、ショーモン慣習法第10条は我々の慣習法とほぼ同じ文言となっている。更に、モー慣習法第144 [→154] 条、ヴェトリ慣習法第46条、アルトワ慣習法第137条もそうである。このような共通の慣行は、高等法院に提起された問題にも適用された。その問題とは、すなわち、貴族は、それまで貴族によって保有されていた封の新たな取得者である平民に対して忠誠誓約と臣従礼を捧げる義務を負うのかというものであった。パスキエ『フランス古事研究』第2巻第15章の欄外記号D [次注参照] によれば、当時の著名な弁護士マテュー・シャルティエが高等法院の登録簿に当該問題を見つけ、その存在を証言したとされる。パスキエは当該問題について下された法院判決には一つも言及していないが、ピトゥ氏の本条注釈には、そのような法院判決が登録簿第110葉から1265年のものとして紹介されており、その法院判決では、未授爵貴族のアモリ・ド・ムウンが、平民であるパリ市民ジャン・フォルジェに対して忠誠誓約と臣従礼を為す義務はないと判示された。とはいえ、免役封税が当王国で確立されたことで、平民等は国王に税を納めるならば貴族の封や土地を保有できるようになり、この免役封税についてはバケが明確な論考を著している。ダルジャントレも『貴族の遺産分割にかんする意見』問題42でこれについて論じている。また、[当慣習法でも] 本条にもかかわらず以上のとおりとなる。デュ・ムーランも『バリ慣習法注解』「封について」序論及び第9条第3注釈において貴族の資格をもたらず封についてのみ述べている。しかし、我々の知るとおり、フランスにおいて普通一般の封が人に授爵することはない。これは、[1579年の]プロワの王令第258条によってまさに示されている点であり、ル・メートル氏『永代保有許可論』第5章、ベネディクトゥス『別書第3巻第26章「遺言及び終意処分について」第16節注解』第170番、ダルジャントレ『ブルターニュ慣習法注解』第443条注釈その他も同旨である。”(Coustume du bailliage de Troyes, 58.引用は1681年パリ刊第二版による。)

領諸税論』を含む文献に基づき指摘されると共に、そのような保有禁止を明示した成文慣習法上の規定として、トロワ慣習法をはじめ、既にふれたショーモン、モー、ヴィトリの各慣習法の各条文が挙げられている。また、封の保有が平民に認められない以上、平民が仮に封主たる貴族から授封財産を譲り受けても、封臣たる貴族が当該平民に「忠誠誓約と臣従礼la foy et hommage」を為す義務はないことになり、実際その旨判示した13世紀後半の高等法院の実務について、会計法院で次席国王代訟官advocat general du Royを務めたエティエンヌ・パスキエÉtienne Pasquier(1529-1615年)の『フランス古事研究』第2巻(1567年初版)の一節⁵⁷⁾と、ブルジュ学派第三代でパリ高等法院の国王

57) “…以上のような変化の結果、時の変遷と経過と共に、平民、庶民、貴族ではない人々が古い本来の仕組みに反して封を保有し始めるようになった。この事態はある問題を生じさせ、故マテュー・シャルティエ氏が(ここで私が彼の名を挙げるのは、45年にもわたって我々の法廷の名高き弁護士等の中でも第一人者の地位にあった彼の名誉のためである)、以前、それが古い登録簿に記載されている旨私に教示してくれたとおり、かつて高等法院でも扱われていた。それはすなわち、先に貴族から譲り受けた封の新たな取得者である町人に対して、貴族が忠誠誓約と臣従礼を為すべく義務づけられるのかという問題である。しかしながら、平民等は、時のたつにつれて、この種の利益を貴族に対して得るようになった。もちろん、当初より、もうすでに久しい間、平民等は君主の勅許と君主への納税によってそのような利益を得ているのである。これは、教会がその取得した土地を国王の特許状により永代保有する場合と全く同様の形式と仕方による。なお、私は、会計法院の登録簿から、シャルル5世によって1372年2月24日付けでオーヴェルニュ地方モンテーニュのバイイ宛てに発せられたとある王状の写しを所持している。そこでは、当バイイに対して、バイイ区もしくはその管轄地に存する貴族の封で貴族ではない者等によって過去四十年間に取得された土地や不動産全てを、たとえ彼等がその後新たに授爵されていたとしても、差し押さえて国王の手に返還させるように命じている。”(Les recherches, II, 93-94引用は1567年オルレアン刊初版による)。この一節は、初版では、第9章の末尾付近に見出されるが、1581年パリ刊の第1巻(初版は1560年パリ刊)との合冊版では第10章、1596年刊の第四巻増補版では第13章にそれぞれ対応し、更に、同章は1611年版以降二つに分割されている(第14章と第15章、1621年版以降は第15章と第16章)。ル・グランによる典拠表示は「第15章の欄外記号D」となっているので、

代訟官補等を歴任したピエール・ピトゥPierre Pithou(1538-96年)の手になる『注解付きシャンパーニュ地方トロワのバイイ区慣習法Les coutumes du bailliage de Troyes en Champagne avec annotations sur icelles』(1600年初版)の第16条注釈⁵⁸⁾とを典拠に言及されている。しかし、トロワ慣習法も本条で明示した貴族財産保有の禁止という大前提にもかかわらず、「免役封税が当王国で確立されたことで、平民等は国王に税を納めるならば貴族の封や土地を保有

1621年版以降のテキストが参照されているようである(1621年版では126頁)。なお、1596年版以降のテキストでは、上記引用箇所でシャルル5世の公開王状に言及する部分が、「そういうわけで、歴代国王が免役封や新規取得財産にかんする王状を頻繁に発し、それによって、最高諸法院の判事の幾人かに対し、平民等が新たに取得した封を、平民自ら納税しない限り没収するよう命じられており、当該税のために親任官団が招集され組織されるC'est pourquoy noz Roys decernent fort souvent des lettres sur les francs fiefs et nouveaux acquests, par lesquelles ils commettent certains Juges des Cours souvetaines, pour faire vuidier les mains des fiefs que les roturiers ont de nouvel acquis, si mieux ils n'aiment payer fiance, pour laquelle ils cheussent et composent avec les commissaires」との叙述に差し替えられており(1596年版79葉裏)、同時期のバケの『王領諸税論』と同様、免役封税の定着と自明化を裏付ける箇所として注目される。

- 58) “文言<貴族ではない者>: シテ島の[会計法院の]古い出納記録には、既に1387年において非貴族により保有された授封不動産への差押の記録が幾つも見出される。パンプローナの相続人特権、前記第11条注釈、レンヌのセネシャル [=ベルトラン・ダルジャントレ]の『ブルターニュ貴族の遺産分割論』、ガイド・パパエ『グルノーブル高等法院判決集』判決415も参照せよ。「下々の者は拍車が何たるかを知らぬ」という諺も以上に関連する。1265年の聖燭祭[2月2日]の法院判決では、未授爵貴族のアモリ・ド・ムウンは、庶民であり平民であったパリ市民ジャン・フォルジェに対して忠誠誓約と臣従礼を為す義務はないとされ、当該市民が持ち主となり封主となった封は相続ではなく購入によって彼に帰属したというのがその理由であった【法院登録簿第1巻第110葉】。ザクセンシュビーゲル[のラント法]第3巻第65条にも「ある者が同等の生まれではない者によって授封されても、その出自と権利を損なうことはないが、封の序列すなわち戦いの盾(ヘールシルト)を低める」とある。”(Les Coutumes, 58.引用は1609年トロワ刊増補版のテキストによる。)

できるようになっているle droit des francs-fiefs étable en ce Royaume, rend les roturiers capables de tenir fiefs et terres nobles, en payant fiance au Roy」というのが、ル・グランの結論である。多くの成文慣習法が、トロワ慣習法と同様、免役封税との連関を示唆する規定を欠いているとしても、王国法に基づく課税と保有許容それ自体については、慣習法の解釈運用上、もはや疑念の余地はなかったものと解される⁵⁹⁾。

これまで取り上げてきたのは何れもバリ高等法院の広大な管轄域に属する諸地方の慣習法であるが、ル・グランの上記注釈では、1532年にフランス王国に併合されたブルターニュ公国の慣習法の考察を兼ねたベルラン・ダルジャントレBertrand d'Argentré(1519-90年)の『ブルターニュの貴族の遺産分割にかんする意見と助言Advis et consultation sur les partages des nobles de Bretagne』(1569年初版。以下『貴族分割論』と略称)から問題42「平民は封

59) なお、『新慣習法総覧』にトゥッサン・ショヴランToussaint Chauvelin(生没年不明)の名義で収められた諸注釈の中にも、保有禁止を定める条文にもかかわらず保有が許容されている旨指摘するものがみられる。例えば、トロワ慣習法第2章第16条の文言<貴族ではないqui ne seroit noble>への注では、平民による封の取得保有を禁ずる同条後段の裏付けとして、ピトゥヤル・グランが言及した1265年の法院判決に加え、パープの『グルノーブル高等法院判決集』判決415が引用された後、「ただし国王の勅許により平民等も保有可能となるmais par la permission du Roy ils sont rendus capables」との指摘と共に、その典拠として、ル・メートルの『重要判決集』第1論考第5章とバケの『王領諸税論』第4章が挙示されている(Nouveau coutumier general, III, 240, m.)。また、モー慣習法第20章第154条の文言<貴族でない場合s'il n'est noble>への注釈にも、「国王の勅許により平民等は封を保有できるpar la permission du Roy les roturiers peuvent posséder fiefs」とあり、ル・メートルとバケが参照されている(Nouveau coutumier general, III, 393, b.)。両注釈には「国王の勅許によりpar la permission du Roy」とあるが、文字通りの勅許を予め得る場合と、取得後に免役封税を納めることで保有が追認される場合とを区別する趣旨とは解されず、そのような解釈は『王領諸税論』から免役封税導入の経緯を辿った第4章が援用されている点とも辻褃が合う。平民に保有された授封財産がその後相続される場合には、既に述べたとおり、トロワ慣習法上は均等に分割されるが、モー慣習法上は、平民でも長子権を享受し、貴族的に分割されることになる。

を取得し貴族の土地を保有する資格があるのか*Si roturiers sont capables de tenir fiefs, et posséder terres nobles?*」も参照されている。ブルターニュ地方は併合と同時に一時パリ高等法院の管轄下に置かれるも、1554年にはレンヌとナントに高等法院が設置され(1561年以降レンヌに定着)、1539年に既に成文化されていたブルターニュ慣習法の通用地域の最上級審となる。ブルターニュ慣習法は、その後、レンヌのセネシャル*Seneschal de Rennes*を務めていたダルジャントレ自身も親任官として関与したブルターニュ地方三部会の審議を経て1580年に改定されるが⁶⁰⁾、『貴族分割論』で論じられているのは旧慣習法第22章「相続及び遺産分割について*Des successions et partages*」の諸条文である。同章第547条⁶¹⁾の文言<貴族の封について*es fiefs nobles*>の注釈として著

60) 『新慣習法総覧』収録のテキストの表題は新旧何れも「ブルターニュ地方及び同公領の一般慣習法*Coutumes generales des pays et duché de Bretagne*」。旧慣習法の成文化には、ダルジャントレの父でやはりレンヌのセネシャルであったピエール *Pierre d'Argentré* が親任官の一人として関わっていた。父を継いでセネシャルとなり慣習法改定にも関与したダルジャントレは (*Nouveau coutumier general, IV, 425.*)、その後、レンヌの上座裁判所長*président-présidial*に任ぜられている。

61) 「過去において貴族的に管理され、貴族的に分割される貴族の封には、兄弟姉妹の相続分乃至帰属分として十分な量の不動産が存する限り、主たる城館や、その敷地及び周辺の囲い地は算入されないものとする*Es fiefs nobles qui se sont gouvernez noblement le temps passé, et ont esté partagez noblement, ne doit estre compté le principal manoir, ne les terres dedans le pourprins et prochaines clostures, pourveu qu'il y ait de celuy heritage se grande quantité qu'il vausist tant que competence portion ou pourvenance en peust estre faite entre freres et soueurs*」(*Nouveau coutumier general, IV, 320.*)。改定慣習法で本条に対応するのは、第23章「相続及び遺産分割について」第541条であり、そこには、「屋敷、封、留保定期金、貴族共有領地、その他の貴族保有地は、先代来の家産であれ、新規取得物であれ、動産とともに、過去百年にわたって貴族らしく生き振舞ってきた先祖を有する貴族の間では貴族的に分割され、長子は、父や母の相続何れにおいても優先して、城館や主たる邸宅を、庭園、遊歩道、林地からなる付属物とともに優先的に取得し、加えて、残部の3分の2を得る。残りの3分の1は不動産ごとに次子等に男女問わず付与され、長子の手で均等な割合で分割される。次子等各人はそれを長子に劣後する者として

された問題42の叙述の内、ル・グランが参照しているのは免役封税の導入の経緯について述べた中段部分⁶²⁾であろう。この部分の叙述は、当時刊行されたば

長子からの用益分として保有するLes maisons, fiefs, rentes de convenants, et domaines congreables nobles, soient d'ancien patrimoine ou d'acquests et les meubles seront partagez noblement entre les nobles, qui ont eux et leurs predecesseursdès et par avant les cent ans dertiers, vescu et se sont comportez noblement, et aura l'ainé par precipu, en succession de pere et de mere, et en chacune d'icelles, le chasteau ou pricipal manoir, avec le poupris: qui sera, le jardin. Coulombier, et bois de decoration, et outre les deux tiers: et l'autre tiers sera baillé aux pusnez par heritages tant fils que filles, pour estre partagé par l'ainé entr'eux par égales portions: et le tenir chacun desdits puisnez comme juveigneur d'ainém en parage et ramage dudit ainé」 とある (Nouveau coutumier general, IV, 395.)

62) “(8.) 更にここで述べておくべきなのは、慣習法、つまり、フランス、とりわけ、このブルターニュ地方で、貴族の封にかんする平民の能力あるいは無能力について採用され遵守されている考え方についてであろう。フランスの地方では各地特有の慣習法の下で様々な考えが採られている。トロワ慣習法の貴族の権利にかんする章の第16条は平民に対して貴族の封の保有を許していない。ヴィトリ＝アン＝パルトワの慣習法の第46条その他の諸慣習法も同様である。(9.) フランスの慣習法乃至慣行について、高等法院長ル・メートル氏の名で公刊された諸判決の幾つかにおいて、平民等も貴族の封を保有可能であるとされ、その証拠として1282年というかなり古い法院判決が言及され、それどころか、平民等は国王に対しても何も負う必要はないとまでされていることを私は知っている。経験豊かな御方が、国庫の問題、更には、フランスの各地方の領主権に関わる点について、これほど大胆かつ決然と否定的な態度をとったことには驚かされる。というのも、経験が教え、古い権威が示唆するように、単にあれこれ述べられた事柄は全体にそのまま当てはまるわけではなく、そこには最初から(諸権威のいうところの)「特称から全称への誤謬」が存するからである。実際、フランスで使われ用いられている用語上、平民等が単純かつ無条件に貴族の封を保有し得たとの理解は通用せず、彼等は、ある手段、つまり、免役封税と呼ばれる税を支払うことによって保有し得たにすぎない。そして、この点を直接裏付けるのに必要なのは、当該解決の残された部分を含めて、彼ル・メートル氏が上記箇所引用した法院判決のテキストだけである。そこには明確な文言で、「特別な法に基づき認められているのは、このようにして取得されたものを手放すこと

を決して強いられないという点であるが、それは国王陛下によって派遣された者等に当該譲渡物の収益の30分の2、3、あるいは、4を進んで支払う場合に限られる」とある。これは1282年のフィリップ〔3世〕剛勇王の王令の文言であって、上記法院判決はこの王令に干渉し、(本判決の言う)「平民に対して為された土地引渡にかんする」徴税を禁じているのであるが、ここでは、この王令が想定している特定の事案、つまり、「そのようにして取得したものを30年にわたって手元に保有する者等について」命じていて、彼等が将来同じようなことを請求され命じられることを禁じているのである。しかし他方で、この法院判決は、それまで別のことが為されたこと、つまり、「平民等が手放すべく強いられていた」が、その後、「収益を納めることで保持していた」ことを前提としている。いずれにせよ、昔、王国に利害に反する実務が行われていたのは確かであるが、会計法院やパリの国庫法院には、1422年以降に登録された諸訓令があり、それらにおいて歴代国王は、所定の税率に従ってこの種の財産取得者に対する課税を命じている。更に、1455年以降に発せられた諸訓令もあって、そのような課税を命じるとともに、当該税が、国王から御側近くに保有されている封について、40年について40年にわたり、取得された封の収益の6年分〔年15%〕、陪臣封については4年分〔年10%〕の各割合で義務づけられる旨宣言している。国王弁護士ロジェ・バルム氏の時代以降も同様の状態であったところ、彼や次席国王代訟官、筆頭国庫管理官等にこれら二つの税の相違について答申すべき旨諮問を受けた。一方が他方よりも高額であったため当該相違につき検討の必要ありとされたのである。彼等は熟考の末に揃って、少ない方の割合で徴収すべき旨国王に答申し、その際、当該税が何時から実際に徴収されたのかその時期について考慮された。それ故、当該事項についてそのように裏付けられた後は、如何に長い期間が経過していても、それを主張する権限がないと言い立てることは容易ではなくなった。前述の法院長閣下〔ル・メートル〕は高等法院の登録簿には何も見当たらないと言明しているが、彼だけを信じて他の人々を信用しないでいる必要はない。このように権利を捉え、その際に、フランスで王領地や国庫について運用されているあらゆる準則がこの点について援用され、古来の諸法律の効力が制限されると、多くの反対や異議申し立てにもかかわらず多くの事柄について我々は権利を失うことになる。とはいえ、本来、我々は、我々自身の判断に従って日々それらの事柄を裏付け、それにかんする法律としては、古来の慣例や裁判所によって受容されている慣行で、法律や命令の効力を有し、古さと利用運用の頻繁さ故に前提乃至基準として用いられているものしか有していないはずなのである。ところで、当然ではあるが、貴族の封を取得するために平民によって税が支払われ、そのような支払をも

かりのル・メートルの『重要判決集』の第1論考第5章で開陳された主張への反駁が試みられている。Iで既にみたとおり、ル・メートルは、1282年のパリ

たらし当該支払によって治癒される本来的な無資格が平民について想定されているからといって、平民の所有者にも貴族と同様の資格が存するかのような状態になるわけではない。私が以上の立場を擁護しようとしたことには理由があるにせよ、ル・メートル閣下が論駁しようとした論拠を用いたわけではなく、より強力な論拠があれば、免役封税の徴収を擁護するよう説得されたとしても、それらの論拠は容易に覆ってしまう。ここで考察した事柄は、私が大いに賛同できあるいは称賛しようとしている事柄などではないし、新たな好機を掴んで人々の血統と精神を更新しようとするこの動乱の時代の傾向を歓迎しているわけでもないのである。〈10.〉我々皆が目撃しているとおり、現在フランスでは実務は以上のとおりであり、最近では、1555年及び1556年に当国の各地でそれが行われているし、当該税の徴収のために相応しい法廷がパリの国庫に設置されており、エマール・ランコネ [Aymar de Ranconnet, 1498-1559] を長としてそれが執り行われている。ノルマンディでは1565年に、同じく、当地ブルターニュでは1567年にそれは為された。”(Commentarii in patrias Britonum leges, 2328-9引用は、息子でブルターニュ高等法院審尋部の部長評定官を務めたシャルル・ダルジャントレ Charles d'Argentré [1551-1625年] の編集による『ブルトン人の故国の法律すなわちブルターニュ公領古来の一般慣習法への注解 Commetarii in patrias Britonum leges, seu consuetudines generales antiquissimi ducatus Britanniae』 [1608年初版。ここでは1621年パリ刊の第三版] に「ブルターニュの貴族における遺産分割にかんする意見と助言 Advis et consultation sur les partages des successions entre les nobles de Bretgane」の表題で収録されたテキストによる)。なお、この問題42は、旧慣習法第547条の注釈として書かれたようであるが、叙述の内容は、長子優遇やいわゆる次子用益保有制 *juveigneurie*; *junioritus* からなる遺産の貴族的分割それ自体ではなく、表題にもあるとおり、平民による貴族財産保有の可否である。それ故、編者は、改定慣習法から、旧法第547条に対応する第541条ではなく、封主への「保有権移転税 *rachapt*」の支払を授封財産の取得の要件として平民に求める（従って保有資格それ自体は暗黙の前提となっている）同第17章「封、忠誠誓約、臣従礼について *Des fiefs, feautez et hommages*」第357条（「慣習法上、古くより、平民は保有権移転税を支払わなければ貴族の封を得ることはできない *Par coutume, anciennement homme roturier ne se pouvoit accroistre en fief noble, sans payer rachapt*」 = 旧慣習法第16章第345条）を欄外に注記している。

高等法院の判決に依拠しながら、当時から既に「平民等が単純かつ無条件に貴族の封を保有し得たles roturiers fussent simplement et absolument capables de fiefs nobles」旨述べているが、これは、高等法院長という地位にあった者に相応しからぬ誤りであり、平民等は「免役封税と呼ばれる税を支払うことによって保有し得たl'estoient en payant le devoir qu'ils appellent des francs-fiefs」にすぎないというのである。当法院判決が禁じた徴税は同年に発せられた国王フィリップ3世(在位1270-85年)の王令に基づくものであって、王権の利害に反する当判決の判示内容から直ちに平民一般の封保有資格を導出するのは、いわゆる「特称から全称への誤謬fallacia a secundum quid ad simpliciter」の誹りを免れず、むしろ、平民による封の取得保有が保有資格の欠如という建前に反して一般化しつつある事態に課税を以て対処し始めた王権の動きにこそ着目せねばならない。15世紀に入ると免役封税の徴収を親任官に命じる歴代国王の「諸訓令instructions」が「会計法院やパリの国庫法院la Chambre des Comptes et Chambre du Tresor de Paris」に多数登録され、同時代の16世紀半ばにもブルターニュ地方を含めてフランス各地で徴税が繰り返されていた。以上のような経緯と現状に照らせば、免役封税の定着自体に異論の余地はない。宗教的対立が深まり世情乱れる最中に財力にまかせて次々と貴族財産を取得し保有している平民等、あるいはまた、フランス王権に服し免役封税の課税地域に加えられるに至った故郷ブルターニュの運命に対して複雑な思いを吐露つつも、ダルジャントレは以上のように述べている。

ル・グランの前述注釈ではトロワ慣習法第2章第16条の類似規定として、もう一つ、アルトワ慣習法第137条が挙げられている。同慣習法は、デュ・ムーラン編『慣習法総覧Le grand coutumier general』(1567年刊)やブルド・ドリシュポール編『新慣習法総覧Nouveau coutumier general』(1724年刊)に「アラスの伯領等族会議において1509年にオーストリア大公、フランドルとアルトワの伯の認可の下、両伯領がその古い由来に従い未だパリ高等法院の管轄に属していた時に、成文化され議決されたアルトワ伯領の一般慣習法の最初の公布 La premiere publication des coutumes generales de la comté d'Artois, redigées et accordées par les Etats du comté à Arras, l'an mil cinq cens

neuf, sous l'auctorité de l'archiduc d'Autriche, comte de Flandres et d'Artois, du temp que lesdits Comtés estoient, selon leur ancienne origine, du ressort du Parlement de Paris」との表題で収録されており、他の諸慣習法とは趣を異にする。当該表題に付されたド・リシュブールの二つの注釈⁶³⁾にもあり、同慣習法は、元来フランス国王ルイ8世の次子ロベールに与えられ、その後ブルゴーニュ公の領有を経てハプスブルク家へと継承されたアルトワ伯領において、1506年父フィリップ端麗公の死を受けてネーデルラントを継承したオーストリア大公カールとその摂政でネーデルラント総督であった叔母マルガレーテの下で1509年に成文化されたが、当時、アルトワ伯領は依然フランス国王の授封地でありパリ高等法院の管轄に属していた。その後カール5世として神聖ローマ帝国皇帝に即位したカール（皇帝在位1519-56年）が北イタリアで

63) “<最初の公布>：1319年7月のフィリップ5世長身王の王状に記載のあるアルトワ女伯マオーと同地方の諸貴族の間での協約が我々に教えるところでは、王はアルトワの慣習法集の編纂認可させたこと、そして、マオーは協約によって聖王ルイの時代に通用していた慣習法を集成させるべく義務づけられていたことが分かる。しかし、当該集成を見つけることはできなかった。そのためここにアルトワ伯領の旧一般慣習法として示したのは、1509年6月13日に、オーストリア大公、フランドルとアルトワの伯の二人の親任官、すなわち、ロニーの男爵でアラス総督であるロベール・ド・ムランと、オーストリア大公宮廷の請願部評定官ジャン・コリエの列席の下に成文化されたものである。本文末尾に転写された起草文書から、二人の親任官がアラス司教とサン＝ヴァースト大修道院長に起草を任じたことが分かる。当起草文書には、王国の他の諸慣習法にみられるような立法理由要録は付されておらず、この第一草案がかつて認証を得たのかは不明である。”；“<パリ高等法院…大公の認可の下に>：これはすなわち、オーストリア大公がアルトワ伯領を領主権の下に保有していたに留まり、主権の下に保有していたわけではなく、同領についてフランス王に臣従礼を為していたからである。フランソワ1世がアルトワの主権をカール5世に移譲したのは1525年4月14日〔1526年1月14日〕のマドリッド条約によってであり、それ故、アルトワ慣習法のこの第一草案の文言にあるとおり、1509年当時、当地域は依然パリ高等裁判所の管轄に属していたわけである。アルトワ地方の領主権及び主権は1659年のピレネー条約及び1678年のネイメーヘン条約によってフランスに復帰する。”(Nouveau coutumier general, IV, 243, a-b.)

の覇権をめぐり対立していたフランス国王フランソワ1世をパヴィーアで破り、マドリッドで締結された講和条約(1526年)でアルトワ伯領が名実ともにハプスブルク家の支配に服すると⁶⁴⁾、同慣習法は、ほとんど同じ内容で皇帝名義の「勅許状Placard d'omologation」⁶⁵⁾と共に1540年に公布し直され、1544年には改定されている。ル・グランの『トロワ慣習法注解』が刊行される直前、三十年戦争終結後も交戦状態にあったスペイン王国との間のピレネー条約(1659年)により、中心都市アラスを含むアルトワ地方の大半が正式にフランスに復帰していたが、ル・グランが引用しているのは、『慣習法総覧』に収録され流布していた1509年の旧慣習法の条文である。そのアルトワ旧慣習法第10章「封の取得、並びに、如何なる人々が新規取得財産について納税を義務づけられるのかについてTouchant acquests de fiefs, et quelles gens doient le droit de nouvel acquest」第137条には、「貴族ではない者等が封もしくは貴族保有地を取得しあるいは保有している場合、その者等は新規取得財産税を負担するものとし、当該税はアルトワ伯により請求され徴収される。Si personnes non nobles acquestent ou possèdent fiefs ou nobles tenemens, telles personnes sont soumises au droit de nouvel acquest, lequel droit se prend et lieve par la comté d'Artois. また、それは20年について20年間にわたり徴収され、それ以上は徴収されず、この新規取得財産税は、貴族ではない者が当該封もしくは貴族保有地を40年間にわたり当該税を請求されることなく享受した後はアルトワ伯との関係で時効により消滅し得るものとする。Et se prend cueille icelluy droit de vingt ans en vingt ans et non plus souvent, lequel droit de nouvel acquest se peut prescrire contre le comté d'Artois apres qu'un non noble aura jouy desdits fief ou nobles tenemens par l'espace de quarante ans sans

64) なおこれに先立って、1522年にはアルトワ伯領はメヘレンの大評議院Grote Raad van Mechelenの管轄下に移され(Maltby, The Reign of Charles V [2002], 35.)、1529年にはアルトワ地方評定院Conseil provincial d'Artoisが設置される。その後、三十年戦争の最中1640年のフランスによるアラスの占領を受けて、同評定院はフランスの最上級審の一つへと改組された(Sueur, Le conseil provincial d'Artois[1978/82].)。

65) Nouveau coutumier general, IV, 253-254.

ce que ledit droit luy ayt esté demandé.]⁶⁶⁾とあり、「貴族ではない者等 personnes non nobles」つまり平民による貴族財産の取得及び保有に対するアルトワ伯の課税権について、課税の対象と期間⁶⁷⁾、並びに、消滅時効期間が明

66) Le grand coustumier general, I, cccxcii.r.

67) 例えば1年分の収益が「20年について20年間にわたってde vingt ans en vingt ans」課される場合、年あたり収益の5%分の納税が20年間義務づけられることになるが、続く第138条には、「当該新規取得財産税は貴族ではない上記取得者乃至保有者によって三年ごとに一年分義務づけられるEst deu icelluy droit de nouvel acquest par lesdits acquesteurs ou possesseurs non nobles tel que de trois années l'une.」とあるので、年収益の30%を超える高税率であったことになる。なお、改定慣習法の対応条文である第10章第195条へのブルド・ド・リシュプールの注釈(Nouveau coutumier general, IV, 275, m.)も指摘するとおり、ルイ14世(在位1643-1715年)の1700年3月9日の「王国全域において封を保有する永代保有権者及び平民等への永代保有許可税、新規取得財産税、免役封税の取り立てにかんする王宣Declaration pour le recouvrement des droits d'amortissement, de nouvel acquêt, et francs-fiefs sur les gens de main-morte et les roturiers possedans fiefs, dans toute l'étenduë du Royaume」の第8条では、20年で「収益一年半分の割合le pied d'une anée et demie du revenu」の税率に軽減されている。同条によれば、「アルトワ地方やワロン＝フランドルの諸地域la province d'Artois et les lieux de Flandre Walonne」を除くフランス王国全域では、ネイメーヘン条約(1678年)でスペイン＝ハプスブルク家より割譲されていた「ブルゴーニュ伯領Comté de Bourgogne」(いわゆるフランシュ＝コンテFranche-Comté、ブルグント自由伯領Freigrafschaft Burgund)も含めて、免役封税は20年で更に低い「収益一年分の割合le pied d'une anée du revenu」の税率、つまり、年収益5%で一律徴収されるものとされている。ピエール・ネロンPierre Néronとエティエンヌ・ジラルドÉtienne Girard(共に生没年不詳)の編集で刊行されて版を重ね(1660年初版)、1720年にユゼブ＝ジャコブ・ド・ロリエールEusèbe-Jacob de Laurière(1659-1728年)とクロード＝ジョゼフ・フェリエールClaude-Joseph de Ferrière(1666-1747年)によって編集増補された『王示及び王令集Recueil d'Edits et d'Ordonnances royaux』第2巻所収の本条テキストは以下の通り。「また、免役封税、すなわち、朕の王国内の諸地方並びに朕のブルゴーニュ伯領に居住する平民等によって保有される封その他の貴族財産にかかわる税については、王国内では、その取得、保有、1692年8月の朕の王示によって彼等に認められた課税免除の

示されている。ここで「新規取得財産税droit de nouvel acquest」とあるのは、1544年の改定慣習法の対応条文である第10章第194条⁶⁸⁾に付されたブルド・

期限満了の日から起算して20年間にわたる取得者による享受にかんして、一年分の収益の割合で、朕のブルゴーニュ伯領においては、免役封税を支払う取得者による享受にかんして、彼等が将来何らかの理由で異議不満を申し立てない限り、1672年の調査時に隠匿されあるいは遺漏されていた封その他の貴族財産については、同年3月の朕の王示所定の割合で、更に、免役封税に服しているアルトワ地方やワロン＝フランドルの諸地域においては、収益の一年半の割合で、それぞれ徴収されるものとする。権利証、契約書、小作料領収書を欠く場合には、当事者が合意した鑑定人、または、地方長官や上記諸地方における朕の命令の執行のために派遣される親任官等によって任命された官吏による財産評価に委ねるべく朕は命ずる。Et pour les droits des francs-fiefs, des fiefs et autres biens nobles possédez par les roturiers dans les Provinces du dedans de notre Royaume et de notre Comté de Bourgogne sur le pied d'une anée du revenu, pour en jouir par les acquereurs dans les proveinces du dedans du Royaume pendant vingt anées, à compter du jour de leur acquisition, possession ou de l'expiration de l'affranchissement à eux accordé par notre Edit du mois d'Août 1692. Et dans notre Comté de Bourgogne, pour en jouir par les acquereurs qui auront payé le doroit de franc-fief, sans qu'à l'avenir ils y puissent être troublez nin inquietez, sous quelque prétexte que ce soit; pour les fiefs et autres biens nobles recelez ou omis lors de la recherche de 1672. sur le pied porté par notre Edit du mois de Mars de ladite année; et dans la Province d'Artois, et les lieux de Flandre Walonne sujets audit droit de franc-fief, sur le pied d'une année et demie du revenu. Ordonnons qu'aux défaut desdits titres, contrats et baux à ferme, ilsera procedé à l'estimation desdits biens par des Experts convenus par les parties, ou nommez d'Office par les Intendants et Commissaires départis pour l'execution de nos Ordres dans lesdits Provinces.」(Recueil, II, 311.)

- 68) 前段の「アルトワ伯により par la comté d'Artois」が「アルトワ伯としての朕により Nous comme conte d'Artois」に、後段の「アルトワ伯との関係で contre le comté d'Artois」が「アルトワ伯としての朕及びその承継者等との関係に Nous, ou Nos Successeurs contes d'Artois」へと変更されただけで旧慣習法とほぼ同じ条文である (Nouveau coutumier general, IV, 275.)。ここに言う「朕Nous」とは勿論皇帝カール5世を指している。

ド・リシュプールの注釈⁶⁹⁾にもあるように、「免役封税と同じものla même chose que le droit de franc fiefs」と解される。平民による封保有禁止という建前にさえ言及しない本条には、免役封税の定着と平民による封保有の常態化という時代の趨勢を、他の諸慣習法以上にはっきり見て取ることができよう。

先にみたように、パリ高等法院の管轄地域の内、大西洋岸のオニスからフランス中央部を抜けて東のシャンパーニュに至る諸地方では、慣習法上、平民保有の貴族財産の相続について、長男子を優遇する貴族的分割は一切認められず、遺言等の終意処分がない限り共同相続人間の均等分割が義務づけられている。これに対して、フランス中西部には平民の家系において幾世代かにわたり保有承継されてきた貴族財産について、慣習法上、例外的に貴族風に長子を優遇した遺産分割を認める地域が存する。まず、何れも1508年に成文化されたアンジュー慣習法第7部⁷⁰⁾第255条⁷¹⁾とメーヌ慣習法第7部⁷²⁾第273条⁷³⁾は、「忠誠

69) Nouveau coutumier general, IV, 275, k.

70) 「アンジュー地方の慣習法、慣行、一般的慣例Les coutumes, usages, et communes observances du pays d'Anjou」。第7部では「貴族の人々の相続や、一般に平民あるいは貢納負担民と呼ばれる貴族ではない人々の相続についてdes successions tant des personnes nobles que de non nobles, qui vulgairement s'appellent roturiers et coutumiers」扱われるとされる(Nouveau coutumier general, IV, 550.)。第255条(次注参照)の冒頭の「貢納負担民gens coutumiers」とは、『新慣習法総覧』の収録テキストの第7部表題に付されたプロドロー名義の注釈にもあるとおり、「貴族が免除されている賦役や税を納めるpayent les coutumes ou tributs don't les nobles sont exempts」人々を指し、この第7部表題や第258条冒頭(「貢納負担者すなわち貴族ではない者personne coutumiere, c'est à sçavoir personne non noble」)の言い回しからも明らかのように、「平民roturiers」や「貴族ではない人々personnes non nobles」と同義である。

71) 「貢納負担民の相続にかんしては、女子よりも年少である場合であっても長男が、女子のみならば長女が、忠誠誓約と臣従礼を条件にそれまで保有され第三の忠誠誓約の下に相続により取得された財産の3分の2を相続し、その兄弟姉妹が世襲不動産の3分の1を相続するものとし、長子にこれ以上の優先権は存しないものとする。Quant à la succession de gens coutumiers, le fils aîné posé qu'il soit de moindre aage que la fille, ou la fille aînée s'il n'y a que filles, y succede pour les deux tiers

誓約と臣従礼を条件にそれまで保有され第三の忠誠誓約の下に相続により取得された財産 *choses tenues à foy et hommage anciennement, et qui sont cheutes par succession en tierce foy*」について、その3分の2を長子に、残りの3分の1を次子等に付与している。「忠誠誓約と臣従礼を条件に保有される財産 *choses tenues à foy et hommage*」とは、勿論、授封財産の趣旨であり、平民は、「第三の忠誠誓約の下に相続により取得された *sont cheutes par*

*des choses tenues à foy et hommage anciennement, et qui sont cheutes par succession en tierce foy, et ses freres et soeurs pour le tiers par heritage: et n'y a autre avantage ne preciput pour l'ainé.*後得財産にかんしては、忠誠誓約その他を条件に保持されていても、彼等の中で優劣なく均等に分割される。というのも、平民の資金によって取得されるものは全て、賃租その他の負担の下に忠誠及び臣従を伴わずに承継される世襲不動産全てと共に、平民的に分割されるからである。ただし、忠誠誓約を条件に取得され獲得された財産が第三の忠誠誓約の下に取得されたものであるならば、その平民の相続人等は3分の2と3分の1の割合で分割される。Et au regard des conquests et acquests soient tenus à foy ou autrement, ils seront departis entr'eux esgallement sans avantage, pource que tous acquests faits de bourse coutumiere se departent roturierement avec tous heritages chez en censive, ou devoir sans foy et hommage: mais sitost que les acquests et conquestz tenuz à foy, viendront à la tierce foy, ils se departiront entre les hoirs de telz gens coutumiers par les deux pars et par le tiers.」(Nouveau coutumier general, IV, 555.)

- 72) 「メーヌ地方及び同伯領の一般慣習法 *Coutumes generales des pays et comté du Maine*」。全16部から成る編別はアンジュー慣習法と共通。
- 73) *Nouveau coutumier general, IV, 491*。本条については文言も含めてアンジュー慣習法第255条とほぼ同じ内容であり、前段の相続主体の表現がより簡潔に「長男、あるいは、女子のみ存する場合には長女が *le fils aîné ou la fille aînée s'il n'y a que filles*」となっているにすぎない。両慣習法の成文化のために派遣された親任官は、パリ高等法院の部長評定官バイエと同評定官ジャン・ル・リーヴル *Jean le Lievre* であった。バイエは、既に本稿でもふれた旧シャンパーニュ伯領の四つ慣習法(トロワ、ショーモン、ヴィトリ、モー)、ムラン、パリ、ラ・ロシェル、アングーモワの他、後述のトゥレーヌ、ポワトゥーの各慣習法を含め、十を超える成文化作業に関与している。

succession en tierce foy」との要件の下、当該財産に限って長子権に基づく貴族的な遺産分割を、「長男子le fils aîné」のみならず、男子を欠く場合は「長女子la fille aînée」もまた享受できるというのである。ただし、その長子優遇の内容は、相続分上の優遇のみに留まり、貴族の場合のように「主たる城館、屋敷、邸宅le principal chastel, manoir ou hebergement」等の優先的取得⁷⁴⁾は認められていない。

平民が購入取得し、封主に対して「忠誠誓約と臣従礼foy et hommage」を為した授封財産は、いわゆる「後得財産conquests et acquests」の一種として、「賃租その他の負担の下に忠誠及び臣従を伴わずに承継される世襲不動産heritages chez en censive, ou devoir sans foy et hommage」と共に、共同相続人間で、「平民的にroturierement」、つまり、「優劣なく均等にesgallement sans avantage」分割されるのが原則であり、貴族的分割という例外は、「第三の忠誠誓約の下に相続により取得された」場合のみ認められる。この一見難解な要件を敷衍しているのがアンジュー慣習法第256条⁷⁵⁾とメーヌ慣習法第

74) アンジュー慣習法第7部第222条、メーヌ慣習法第7部第238条(Nouveau coutumier general, IV, 486/ 550.)。なお、前者は第7部冒頭の条文であるが、メーヌ慣習法第7部冒頭の第237条には、「貴族平民何れの間においても相続人指定は無効であり、それ故、死者は彼を相続する資格のある最近親の相続人に承継される Entre nobles, ou roturiers, institution d'heritier n'a point de lieu: et aussi le mort sasit le vif son plus prochain heritier habile à luy succeder」とあって、貴族平民を問わず妥当する相続人指定無効(最近親者相続)の原則が敢えて明示されている。

75) 「そして、如何なる場合に当該後得財産が第三の忠誠誓約の下に取得されるかの理解として正しいのは、取得者が第一の忠誠誓約を為しました為すべきで、当該取得者の相続人等が第二の忠誠誓約を為しました為すべきような場合ならば、彼等は当該財産を平民的に分割するが、その後、取得者の相続人等の相続人等は、当該財産が第三の忠誠誓約の下に取得されたこととなって、3分の2と3分の1で分割できるというものである。Et pour entendre comme lesdits acquests sont chez en tierce foy, est vray que l'acquireur fait ou doit faire la premiere foy, et les heritiers d'iceluy acquireur en font ou doivent faire la seconde qui departent lesdits acquestz roturierement; mais après les heritiers des heritiers de iceux acquireurs departiront tels acquestz par les deux parts et par le tiers, pource que deslors ils sont chez en

274条⁷⁶⁾である。そこでは、授封財産を購入取得した平民自身が為す忠誠誓約を「第一の忠誠誓約la premiere foy」とし、その後、「同取得者の相続人等les heritiers d'iceluy acquereur」が当該財産の承継時に「第二の忠誠誓約la seconde foy」を為していれば、「同取得者の相続人等の相続人等les heritiers des heritiers de iceux acquereurs」は、「第三の忠誠誓約la tierce foy」を為すことで、当該財産の貴族的分割を主張できるとされている。このように、平民であっても、授封財産の購入後、二度目の相続時、つまり、購入者自身から数えて三世代目には、長子優先の貴族風の遺産分割が義務づけられるわけである。

それでは、忠誠誓約を為すべき封主がそもそも存在しない貴族保有の所有地を平民が取得した場合にはどのように解するべきなのであろうか。この点については、ルネ・シヨパンRené Choppin(1537-1606年)が『アンジュー慣習法論後編二卷De legibus Andium municipalibus libri duo posteriores』(1591年初版)の中で論じている。同書第2巻第2部第2章第5節「所有地あるいは負担免除相続人についてDe alode, seu immunibus haerediis」の第2番及び第3番⁷⁷⁾で

laditte tierce foy.] (Nouveau coutumier general, IV, 555.)

76) 同条には、アンジュー慣習法と同じ文言と内容に続いて、「また、代襲による相続が生じる場合には、代襲される者が存命でない限り、忠誠誓約と臣従礼の数が増すことはない。Et où il y auroit succession par representation, ce ne seroit accroissement de nombre de foy et hommage, sinon que celuy qu'on represente, sit survescu.」との一文が付加されている (Nouveau coutumier general, IV, 491.)。

77) “<2. 平民保有の所有財産は相続人間で貴族的に分割されねばならないのかどうか。>ところで、この種の負担免除地がアンジュー地方の平民の相続人間で如何に分割されるかについては依然十分には明らかとなっていない。確かに、平民等については、共同相続財産の分割に際して相続分の平等が定められており、三つの忠誠誓約を経た封臣の土地についてのみ例外として長子権が認められているにすぎない【アンジュー慣習法第255、256、257、262条】。その結果、如何なる宣誓も上位者に対して為されることのない所有地は授封地の一覧に数え入れられることは決してなく、それ故、相続人間で各人に分割されるべきものと解されるかもしれない。その場合、オルレアン人の古来の風習に従って、そのような所有地は貴族と平民何れの保有であれ区別なく遺産分割裁判によって均等に分割されることになろう【[オルレアン旧慣習法第11章「物的負担について」] 第213 [→214] 条】。しかしながら、オルレア

ンの新たな立法者等は、適切にも、自有地の状態を二つに分けて、高貴な土地は貴族風に、平凡な土地は均等に分割されるものとした【(改定オルレアン慣習法第13章「不動産役権について」第255条)】。管見では、アンジューの人々に対して定められた内容については、なおさら一層そのように解され、高貴な自有地は古くからの封に倣って優先権に基づき相続人の間で分割されるべきである。というのも、アンジューにおいて、自有地は、貢納が完全に免除され負担を免れているわけではなく、従来、封の法律に基づく義務に準ずるものが提供され求められており、特別に忠誠誓約と臣従礼の義務が免除対象として挙げられているにすぎない【第140条】。同条の慣習法の文言(「臣下は忠誠誓約云々を免除される」)が示唆している原則に対する例外であり、(一般に言われるように)条文から除かれ漏れている事柄は全て臣下の資格の下にそこに含まれる【学説彙纂33巻9章「貯蔵物の遺贈について」第4法文6節、ディヌスの第六書「法の諸準則」表題注釈、バルトルスの学説彙纂1巻3章「法律、元老院議決、長期にわたる慣習について」第15法文注釈、デキウスの学説彙纂50巻17章「古法の諸準則について」第1法文注釈第26番】。この市民法上疑念の余地なく明らかな点に、「欠乏は習慣を前提とする」との論拠も加わる【学説彙纂45巻1章「言語による債務関係について」第116法文】。従って、忠誠誓約や臣従礼の特別な免除は、封の恩恵の伝統的かつ第一義的な性質を証明している。それ故、税負担を免ぜられた土地の保有者も封臣と同様に主君の招集に応じ、その土地を最適最良な仕方ですら保有している旨申告すべく義務づけられる【アンジュー慣習法第140条】。もし所定の期日にそれを為さない場合、その者は不服従の罰金を支払うものとされている【同第140条】。このアンジュー慣習法の条文を支えている理屈とは、臣下に許容されるそのような封的負担の免除(「アフランシスマン」)によって彼が、主君の裁判権を損なうのを許されるわけではなく、決してそうしてはならず、そしてまた、主君を古来の方式に従って誠実に称えねばならないという点である。ところで、この「アフランシスマン」という用語が示唆しているのは、封臣の負担の免除に他ならず、そこには古い恩恵の一種あるいはその痕跡が残されている。というのも、同じ条文には続けて、自由な家産であるそのような地所が売却され、あるいは、交換される際には、主君への承認礼金や謝金の支払、そうでなければ贈答物の納付が義務づけられる旨定められているからである。アンジュー慣習法上、オベルトゥス・オルテンシウス書き残した恩恵にかんする法と同様、裁判権は恩恵の相続にほとんど永続的に付着し、恩恵を受けた者の男系の相続人等へと相続の順位に従い及んでいくのである【封建法書2巻10章、同51章、同55章】。〈3. 特に貴族の自有地は平民の相続人間で貴族風に分割されるべきこと。〉一定の質料負担に限定され制約された

は、まず、アンジュー慣習法が255条以下で「三つの忠誠誓約*ternum fidelitatis sacramentum*」を経た場合にのみ平民間での貴族的分割を認めていることから、「如何なる宣誓も上位者に対して為されることのない自有地 *alaudia, quorum nomine nulla sit praestita fides superiori*」には、「授封地」とは異なり、これらの規定が適用され得ないことが確認される。その一方で、同慣習法第3部第140条⁷⁸⁾が「自有地*feudalia*」の保有者に認める「忠誠誓約や臣

封において（ここでは封主に対する忠誠誓約は為されない）、相続人の中での貴族的な方式での分割がそのような性質故に放棄されるわけではない以上（アンジュー慣習法第258条）、臣従礼の名譽ある貴族然とした無償の免除を認められて、購入されたわけでも従属民のごとき年貢と引き換えに交換取得されたわけではない自有地については尚更同様に解されるべきである。また、アンジュー慣習法において、自有地の権原は、封の一部であるかのように、封について定められた箇所の中に挿入されている【第3部【第4章】「自有地として保有される土地について】。それ故、事柄の類似性は、少なくとも相続上の長子優遇に関する限り、容易に見て取れる【学説彙纂18巻2章「引渡期限約款について」第16法文のセウエルス帝の論拠による】。とはいえ、他の諸地方に共通する観方や仕組みからあまり離れてしまわないように、臣従関係、財産申告、裁判権に基づいて臣下に前提とされる事柄は可能な限り自有地にも適用すべきものと解される【バリ慣習法（第68条）、トロワ慣習法、ヴィトリ慣習法、そして、改定オルレアン慣習法の上記箇所において、貴族自有地と平民自有地について区別して定めている点に基づく】。実際、従属者等が自有地の下級保有権を貴族的に分割し、地主が上級保有権を農民等の平民的な仕方分割することになれば、不適切で全く馬鹿げている。この種の王国の自由保有地が「免役封」にかんする勅令に服する旨別の箇所でも述べたことも以上の点に矛盾するわけではない【『フランス王領地論』【第2版】第1巻第13章第16番】。”(De legibus Andium, II, 168-9.引用は1604年パリ刊第二版による。)

78) 「自有地としてその土地を保有している臣下は、当該自有地について、忠誠誓約、臣従礼、賦役、保有権相続税、兵士不提供時の接収その他あらゆる負担を免ぜられる。ただし、主君の宮廷に召集された場合には、自らが臣従を認めている相手の求めに応じて、当該土地を自有地として保有し今後も保有し続ける旨口頭で申告せねばならない。もし彼が召喚の期限内にこれに従わなければ、不服従の罰金を支払うものとする。というのも、彼に付与されている上記の負担免除によって、主君の裁判権を損なうことまで許され、上記の点を一切申告する必要がなくなるわけではないか

従礼の特別な免除*iurandae fidelitatis hominiique exoneratio privilegiaria*」は、逆に、「封の恩恵の伝統的かつ第一義的な性質を証明している*arguit vetustam primaevamque feudalis beneficii qualitatem*」のであり、そのような「封的負担の免除*feudalium onerum immunitas: affranchissement*」によって、主君への臣従という原則自体が否定されるわけではないとされ、主君の招集に応じる義務とその不履行時の「罰金*mulctatitium*」、あるいは、保有地移転時の「承認礼金*laudimia*」といった同条所定の具体例を挙げつつ、「自有地」と「授封地」の間に見られる「類似性*similitudo*」も強調されている。更に、シヨパンは、「他の諸地方に共通する観方や仕組み*communis aliarum regionum sensus institutaque*」にも配慮し、具体的には、パリとオルレアンの改定慣習法⁷⁹⁾、

らである。また、当該土地が売却されあるいは交換される場合には、それについて主君は承認礼金その他封的利益を受領する。Le sujet qui tient sa terre en franc aleu, est exempt, à cause d'icelle, de foy, d'hommage, de devoir, de rachat, de prise par deffaut d'homme, et de toutes autres servitudes quelsconques; fors, quand il est appellé en la cour de son seigneur, en la demande de qui il s'advoue sujet, il doit respondre de bouche, qu'il advoue telle sa terre tenir en franc aleu; et s'en aller. Et s'il se deffaut en ce, de terme ô intimation, il payera l'amende des deffaux; car tel affranchissement qui luy est donné, ne luy permet pas contemner la jurisdiction de son seigneur, qu'il ne doive venir une fois declarer ce que dit est. et si la terre se vend ou eschange, le seigneur y prendra ses ventes et autres émolumens de fief.] (Nouveau coutumier general, IV, 543.)

79) 改定パリ慣習法第1章第68条（「自有地の内、裁判権、賃租、あるいは、封がそこから発生するものは貴族の封に準じて分割されるが、そこから発生する封、裁判権、あるいは、賃租が存しない場合には、当該自有地は平民的に分割される。Franc aleu auquel y a justice, censive, ou fief mouvant de luy, se partir comme fief noble: mais où il n'y a fief mouvant de luy, justice ou censive, il se partir roturierment.」Nouveau coutumier general, III, 35.）、改定オルレアン慣習法第13章「物的負担についてDes servitudes reelles」第255条（「自有地とは、地上物は不要で他の領主にも保有されておらず、占有移転税その他どのような負担も課されていないという意味で自由な不動産である。しかし、裁判にかんしては、自有地は裁判領主の裁判権に服し、賃租不動産に準じて分割されねばならない。ただし、自有地から生じる封、裁判権、賃

そして、トロワとヴィトリの慣習法⁸⁰⁾を挙げつつ、「貴族自有地 *alodia nobilia*」と「平民自有地 *alodia plebeia*」を「区別して *distincte*」扱うこれらの諸慣習法に倣って、「少なくとも相続上の長子優遇にかんする限り *saltem in haereditaria maioris natu praerogativa*」は、「貴族自有地」と「授封地」との「類似性」を尊重すべきものと解している。このショパン説に従うならば、アンジュー慣習法上、たとえ平民保有であっても、「忠誠誓約」が免除されている「貴族自有地」については、第255条以下の適用を受けず、最初の相続時に

租が存する場合には、当該自有地は封に準じて分割されるものとする。Franc-aleu est heritage tellement franc, qu'il ne doit fonds de terre, et n'est tenu d'aucun seigneur foncier: et ne doit saisines, dessasines, ne autre servitude, quelle que ce soit. Mais quant à la justice, il est sujet à la jurisdiction du seigneur justicier, et se doit partir comme heritages censuel: sinon qu'il y ait fief, justice, ou censive mouvans de luy: auquel cas il se partira comme le fief.]Nouveau coutumier general, III, 793.)。なお、ショパンも言及しているとおり、オルレアン旧慣習法第11章「物的負担について」第214条では、「自有地 *franc aleu*」一般が「賃租を負担する平民不動産に準じて分割されねばならない *se doit partir comme heritage censuel et roturier*」と定められていた (Nouveau coutumier general, III, 749)。

- 80) トロワ慣習法第4章「不動産、定期金、賃租、抵当の性質や条件について *De la nature, condition des heritages, rentes, censives et hypothecques*」第50条（「不動産のあるものは自有地であり、あるものは封に由らし、あるものは賃租地であり、定期的租税の負担地であり、あるものはその他様々な賦役が課されている。Les aucuns sont en franc aleu, les autres mouvans de fief, autres en censive, autres redevables de coustume escheable: et autres chargez de diverses charges et redevances.」Nouveau coutumier general, III, 243.）、ヴィトリ慣習法第2章「自有地について *De franc-aleu*」第19条（「当バイイ区には貴族自有地と平民自有地が存する。貴族自有地にあたるのは、領主権と上級裁判権が存して、それらの保有者が、誰からも、忠誠誓約、臣従礼、軍役奉仕、その他領主権に基づく諸税を課されていない場合である。Audit bailliage y a franc aleu noble, et franc aleu roturier; et est franc aleu noble, quand il y a seigneurie et haute justice, dont le detempteur n'est tenu de foy, hommage, services, ou autres droicts seigneuriaux, à quelques personne que ce soit.」Nouveau coutumier general, III, 312.）。

長子権に基づき「貴族的にnobiliter: noblement」分割されることになる⁸¹⁾。ただし、アンジュー慣習法には、パリやオルレアン⁸²⁾の改定慣習法のような「自有地は貴族の封に準じて分割されるfranc aleu se partir comme fief noble」といった明文の規定⁸²⁾は欠けている。トロワ慣習法が、逆に「自有地」一般についてたとえ貴族保有であっても「平等の相続分で配分され分割されるse partent et divisent par portions égales, et sans avantage」と定めている⁸³⁾ことも考え合わせるならば、「貴族自有地franc aleu noble」と「平民自有地franc aleu roturier」を概念的に区別する点でこれらの諸慣習法に「共通の観方 communis sensus」が存するのは確かだとしても、貴族的な長子優遇か平民的な均等分割かの選択に必然性はない。ショパンは、あくまで「授封地」との「類似性」という論拠を決め手に、平民に取得保有された「貴族自有地」の貴族的分割を導いているのである。

ところで、ショパンは、以上の議論の末尾において、「この種の王国の自由保有地が<免役封>にかんする勅令に服する旨別の箇所⁸⁴⁾で述べたことも以上の

81) なお、『新慣習法総覧』で本条の文言<第三の忠誠誓約の下に相続により>に付されるブロードー名義の注釈 (Nouveau coutumier general, IV, 555, b.) にも、「本慣習法においてパリ慣習法の場合と同様に貴族的に分割される貴族自有地では、忠誠誓約を為すべく義務づけ強いられる上級の領主が存しない以上、第三の忠誠誓約の下に承継されるというのは不可能であるから、これは全く不要であるcela n'est point requis au franc aleu noble, qui se partage noblement en cette coutume comme en celle de Paris, estant impossible qu'il tombe en tierce foy, parce qu'il ne reconnoit aucun seigneur superieur, auquel il soit tenu et obligé de prester la foy」とあって、典拠としてショパンの注釈が引用されている。

82) 前注79参照。

83) 第14条の末尾付近に、「自有地や賃租地、その他封として保有されていない不動産、また、同様に、動産及び債権は、等しい相続分で優劣なく分割配分されるau regard des heritages tenus en franc aleu, ou en censive, et autres biens immeubles non tenus en fief: et pareillement des biens meubles et debtes, ils se partent et divisent par portions égales, et sans avantage」とある (Nouveau coutumier general, III, 240.)。既にふれたとおり、本条を含むトロワ慣習法第2章は貴族の特権と相続について定めている。

点に矛盾するわけではないneque his incommoda aptatur quod alibi notavimus, liberos istiusmodi agros regis francorum feudorum edictis subiacere」と付言しており、「貴族自有地」が「授封地」と共に「免役封franca feuda: francs fiefs」として一括され王権による課税の対象となっている点についてもまた、両者の「類似性」の帰結として意識している。ここに言う「別の箇所alibi」とは、ショパンの別著『フランス王領地論De domanio Franciae』の増補改訂第二版(1588年)の第1巻第13章「聖職者及び俗人の永代保有、及び、国王の永代保有許可についてDe manumotua eccleastica ac profana, et manumissionibus regis」第16番⁸⁴⁾である。「平民の自有地保有者ignobilis alodiorum possessor」

84) “<16. フランスの封の保有によって何人も授爵されないこと。イタリアでは農民が封から貴族身分を引き出す。シチリアにおいても然り。平民の自有地保有者は免役封にかんする法律により君主に対して納税を義務づけられる。二種類の自有地、つまり、平民自有地と貴族自有地は同等の自由を享受する。直臣召集令と陪臣召集令は封に課される。>以上から明らかな点は、フランスの封を保有するだけでは何人も授爵されず、また、君主の勅許の無い限り平民の手で扱われてはならないという点であり【プロワの王令第258条、平民は封の取得によってその出自を変えることも身分を高めることもないというルーカス・ペンナトゥスの見解【勅法彙纂10巻39章第4法文及び同11巻2章第2法文の注釈】もこれと一致する。というのも、物が人の地位を高め称えるのではなく、人が物の価値を高め称えるからである。それどころか、フランスの封や領主裁判権は家産のように売却され金銭で購入され得るわけでもない【バルドゥスの封建法書1巻14章第1法文注釈、アルベリクスの学説彙纂1巻21章第5法文注釈】。それ故、フランス人には貴族の封と平民乃至町人の封との区別が馴染んでいる【この区別についてはバルドゥスの封建法書注釈序言と別書2巻22章第6節注釈も参照せよ】。これに対して、イタリアにおいては、農民等が封から貴族の名誉を引き出している【アンドレアスの封建法書2巻10章後段注釈の証言による】。更にまた、シチリア公の法律によれば、封が四世代にわたって君主から与えられていれば、保有者に貴族身分が付与される【マッタエウス『シチリア王国勅法集注解』序言】。確かに、フランスには卓越した榮譽を伴う土地が多く、国王によるそれらの土地の付与、あるいは、臣下への取り立てと同時に、平民に貴族の榮譽が授与されている。例えば、侯爵領、伯爵領、男爵領、その他国王の恩恵が、功績や国家への貢献に報いて、平民に授与される場合がそうである【この種の貴族叙

任に賛同する見解として、バルトルスの勅法彙纂12巻1章第1法文注釈、ルーカスの同第13法文注釈、イセルニアの封建法書2巻51章注釈】。また、主要な城砦を領地と裁判権と共に保有する者は課税には服さず、高貴な生まれの人々に匹敵する榮譽を享受する旨のグルノーブル高等法院の判決も以上と同じ方向にある【『パバエ』『ドーフィネ高等法院判決集』判決385】。更に、国王に臣従する封主等に関して言えば、彼等は、誠実な封臣が彼等の恩典である土地を平民に売却することが自らの利害に関わる旨訴えることはできない。というのも、新たな保有者が誰であれ、誠実誓約を為すべく義務づけられているからである。これに異を唱えても無益である【グイド・パバエ『ドーフィネ高等法院判決集』判決415】。実際重要なのは、封主の領地の域内の封の買主が平民なのか、それとも、聖職者なのかという点である。というのも、前者に封が付与されても、封主の正当な恩恵が損なわれるわけではないが、後者に付与されるとそうではないからである。ただし、領主裁判権が誰に属しているにせよ、その領地と裁判管轄に所在する世俗永代保有者の土地については、その無制約の効力が及び続ける。しかし、国王の勅許と封主の許可によって富裕な人々〔聖職者等〕に寄進された土地はそうではない。だからこそ、永代保有には、手続上、そのような土地の領主裁判所の公簿への正式に申告と登録が義務づけられているのである。パリ高等法院も、拙著『アンジュー慣習法論』第1巻第37章で詳しく論じた事案について、1560年9月7日付けでそのように判示している。隣接地に関するヨハンネス・ファベルの周到な見解【法学提要4巻6章第20節注釈】もまた以上に関連付けられる。「ところで問題となり得るのは、隣接地への裁判権や命令権を有する場合、例えば、完全な命令権を有する領地に接する農場を保有している場合である。この点、領地は裁判と命令の法律にかんして限界づけられ、土地の境界は領地として限界づけられた範囲に及ぶものと解する。土地の保有者の意に反してそのように解することは果たして可能であろうか。無論その通りである。というのも、領地において命令権を有する者が、少なくともそのような権利、つまり、罰令権を有するからである。従って、その有する権利に基づき、どの部分においても、その者の権利に属する事柄を為し得るものと解される」（以上ファベル）。それでは、平民の自由地保有者について、封臣としての忠誠義務に基づいて提供されるものが何かあるであろうか。この場合、免役封にかんする法律により君主に対して納税が義務づけられているだけではないのか。自由地が純粹に平民的なもの、つまり、賃租や臣従者への裁判権を欠く自由地でない限り、勿論そうである。そこで、同胞の実務家等は負担を免ぜられ賦役から自由な土地を二種類に分けており、一方は卑俗で庶民的な「平民自由地」、もう一方は高貴で卓越し「裁判権、賃租、封の由来する

に関わる議論は、先行する第13番以降で平民による封の保有について検討してきた一連の叙述⁸⁵⁾の最後に見いだされるが、当該叙述自体、バケの『王領諸税

貴族自有地」と呼ばれている【パリ慣習法第68条】。後者の種類の自有地は古くは1275年と1291年の王令によって免役封税の負担に服してきた。そのような自有地は、封に準じて、臣従者に対する何らかの上級所有権を伴っており、当該自有地の平民保有者について、国庫に納められる税が、平民の封保有者よりも重くなると解されるべきではない。平民自有地についてはそうではなく、下位者に対する封的な特権的性質を欠き、貴族の封のように相続人間で分割されるわけでもない。しかし、国王召集令や陪臣召集令にかんしてはこの限りではなく、何れの自有地の保有者もこれに服することはなく、封の保有者だけがこれに服する。というのも、この負担は、人や(免役封税のように)平民という身分にではなく、特定の種類の土地、つまり、法律上軍役奉仕を課されている封臣の土地に対して課されるからである。これに対して、自有地の取得には、負担となる法律を定める命令者は想定されていない。自有地についてはサリカ法典第62章やリプアリア法典第58章に規定がある。また、アド『年代記』第6世紀やヘルモルドゥス『スラブ人史』第2巻第6章にも言及されている。”(De dominio Franciae, 149-151.引用は1588年パリ刊のテキストによる。下線部は初版第7番との重複箇所)

- 85) “〈13. 平民保有の封について。封はかつて純粹に軍事的なもので帶劍貴族によってのみ保持された。平民は国王の勅許なしには封の保有資格を欠く。ブルターニュ公ペトルスの同趣旨の法令。〉教会、都市、その他土地を保有する社団や団体の永代保有許可については以上に十分に論じた。それらは新規取得財産にかんする王国法の適用対象となっている。次に検討すべきなのは、同じく「免役封にかんする法律」に服すべき平民保有の封についてである。「免役封」とは、生来の自由人で貴族であり、平民的貢納という従属的地位を完全に免れている「自由な」人々に属している封である。というのも、周知のとおり、かつてフランスの封臣の土地は全く軍事的で貴族的なものとして成立し、誠実な軍人以外の者によって債務負担や握取行為に基づき保有されることは決してなかったからである【(先に引用した)我々の昔の国王等による諸王令、そしてまた、「免役封と新規取得財産」にかんする1571年9月5日のカロルス9世の最新の命令。加えて、何人も平民は国王の勅許なければ封保有の資格なしとした高等法院の二つの著名な判決。一つは法院登録簿に見出される1265年聖母清めの祝日〔聖燭祭〕の判決。もう一つは、『高等法院手続要録集』収録の末尾の巻でヨハネス・ガッルスが証言する1282年聖マルタンの祝日の判決。更に、バ

論」とほぼ同時期の免役封税論として目を引く。「生来の自由人で貴族であり、平民的貢納という従属的地位を完全に免れている〈自由な〉人々に属している封 *feuda francis hominibus adscripta, ingenuis, nobilibus, planeque liberis servili plebiarum indictionum conditione*」という「免役封」の語義解明に始まり、13世紀の諸王令から1571年のシャルル9世の公開王状に至る一連の王国法や13世紀後半のパリ高等法院判決を援用しつつ、平民における封保有資格の欠如から免役封税の導入による例外的な許容へと説き進め、最後に「貴族自有地」が王国法上「免役封」の一種として課税の対象となる旨付け加えるショパンの叙述は、参照される典拠を含めて、Iで検討したバケの所論と類似する点も多い。この箇所は、1574年刊の『フランス王領地論』初版では、第1巻第14章「永代保有及び永代保有許可について *De manumortua et manumissionibus*」の第

ルドゥスとアルワロトゥスの封建法書2巻34章第1節注釈、パノルミタヌス『助言集』第2部助言3での指摘も以上に関わる】。ブルターニュ公ベトルス〔ピエール2世(在位1450-57年)〕によって1451年に定められたブルターニュのこれに似た法令は、平民等が如何なる場合も決して封を取得してはならない旨、没収の罰と共に定めている。元々は、保有者が変わるたびに保有権移転税を支払う限り、退去は強制されていなかった。ブルターニュ公ベトルスの法令は1510年に(国王ルイ12世によって)更新された。次いで、1535年に国王フランソワ1世により、これに違反し遵守しない多数の人々に対して、全く呆れるほど直ちに徹底して法律が適用された。〈14. 封の古い軍事的由来。その例として、胸鎧封、盾封、軍旗封。〉[省略]〈15. 封は平民によっても保有可能であること。多くの都市の参事会員に自由人らしい封の保有のために貴族叙任状が付与されていること。例えば、リヨン、トゥールーズ、カオール、ブルジュ、トゥール、アミアン、アンジェ、アンギーレーム、ナント、パリの都市参事会員。〉しかし、フランスにおいては、ここ数世紀の内に、聖王ルドウィクス〔ルイ9世(1226-70在位)〕以降の歴代国王の「免役封及び新規取得財産」にかんする諸王令にあるとおり、平民等に貴族の封の取得が、それについて一定の金銭を君主に納めることで許されるようになった。またその後、徐々に、フランスの主要な諸都市の参事会員等が大望を抱いて貴族身分を擬制する王状を次々と手に入れた。そのようにする理由は他にもあったが、とりわけ大きかったのは、国庫に金銭を納めることなく自由に封臣の土地を手に入れられるようになるという点であった。…”(De dominio Franciae, 147-149. 下線部は初版第7番との重複箇所。)

7番⁸⁶⁾を大幅に増補したものであって、直接の引用は見当たらないが、1582年刊行されていた『王領諸税論』が参照利用された可能性もある。ショパンも言及するアンリ3世のプロワの大王令Grande Ordonnance de Blois(1579年)に、「平民で貴族ではない人々は貴族の封を購入し、彼等が購入した封がどれほど収益をもたらす高価であるとしても、それによって授爵され、貴族の身分や地位に置かれるわけではないLes roturiers et non nobles achetans fiefs nobles, ne seront pour ce annoblis, ni mis au rang et degré des nobles, de quelque revenu et valeur que soient les fiefs par eus acquis」(第258条)⁸⁷⁾とあり、当時、平民等が平民のまま授封財産を取得保有し、その身分故に免役封税を負担するのは、王国法上、当然の事理であった。平民保有の「授封地」や「貴族自有地」の分割をめぐるショパンの慣習法解釈は、両者を「免役封」として一括し課税する王国法との連関を意識した上で展開されているのである。

アンジュー、メーヌの両慣習法と同様、「第三の忠誠誓約の下にen tierce foy」承継される平民保有の授封財産について貴族的分割を容認する成文慣習法としては、トゥレーヌ慣習法(1507年成文化、1559年改定)が挙げられる。旧慣習法⁸⁸⁾の第27章「平民乃至貢納負担民の相続についてDe succeßions de gens roturiers ou coustumiers」第2条⁸⁹⁾には、冒頭、「平民の間では、相続財

86) De domanio Franciae (1574), 119-121.初版と第二版の重複箇所は前注84及び85の下線部を参照。ただし、叙述の順序も組み替えられており、諸都市の参事会員の貴族叙任状の取得については欄外注に記載がある。初版テキストの序言末尾の日付は1572年11月1日で(A iij.v.)、国王の出版許可は1573年1月10日付けであるが(表題頁裏の許可書抜粋)、前年1571年のシャルル9世の公開王状については言及はない。なお、1572年8月のサン=バルテルミの虐殺から翌1573年7月のブーローニュの王令にかけて宗教的対立が再び激化した当時の社会情勢に照らせば、印刷公刊の遅れは当然とも言える。

87) Recueil, I, 625.

88) 「トゥレーヌのバイエ区一般慣習法Les coutumes generales du bailliage de Touraine」。担当親任官はバリ高等法院部長評定官バイエと、同国王代訟官ジャン・ビュルドロJehan Burdilot。

89) 「平民の間では、相続財産は均等に分割され、各人その相続分に応じて承継する。

産は均等に分割され、各人その相続分に応じて承継する*entre gens roturiers succession se depart par teste et chacun pour sa portion est saisy*」との原則が示された後、貴族財産にかんする例外として、「貴族的に保有された何らかの世襲不動産が平民の資金によって取得され、第三の忠誠誓約の下に承継される場合には、長子が当該世襲不動産を遺産占有し、その3分の2を優先承継物と共に取得する*s'il y avoit aucuns heritages tenus noblement acquis de bourse coustumiere escheuz en tierce foy, l'aisné vient à saisine d'iceux, et y prendra les deux parts avec l'avantage*」と定められている。本条において、長子には、貴族財産の「3分の2 *les deux parts*」以外に、「主たる邸宅*le maistre hostel*」等の「優先承継物*l'avantage*」が付与されており、相続分上の優遇のみを認めるアンジュール、メーヌの両慣習法に比べても、より貴族身分に近い長子優遇が認められていることになる。また、続く第3条では、相続人が女子のみである場合には、アンジュール、メーヌの慣習法とは異なり、相続分は均等とされる一方で、「主たる邸宅」等を長女子に優先承継させている。更に、第4条には、「負担を免ぜられて保有される不動産が平民の資金によって取得され

Entre gens roturiers succession se depart par teste et chacun pour sa portion est saisy. ただし、貴族的に保有された何らかの世襲不動産が平民の資金によって取得され、第三の忠誠誓約の下に承継される場合には、長子が当該世襲不動産を遺産占有し、その3分の2を優先承継物と共に取得し、主たる邸宅、もし存するならば臣従礼、五つの定期金設定地のいずれか、並びに、その他事項が優先承継物にあたる。当該事項については先に貴族の相続にかんする章 [第25章] に定められている。また、長子は、誠実誓約と臣従礼を為し、貴族に倣って領主税を支払うべく義務づけられ、他の相続人等は上記長子優先承継物を除いた世襲不動産の3分の1を取得する。Toutesfois, *s'il y avoit aucuns heritages tenus noblement acquis de bourse coustumiere escheuz en tierce foy, l'aisné vient à saisine d'iceux, et y prendra les deux parts avec l'avantage qui est le maistre hostel, un hommage s'il y est ou cinq sols de rente et le cheuze. Lequel cheze est cydevant déclaré au chapitre des successions des nobles. Et aura ledit aisné la charge de faire les foy et hommage, et payer le devoir seigneurial à la maniere des nobles, et les autres heritiers en auront le tiers mis hors ledit avantage.*」(Nouveau coutumier general, IV, 616.)

相続を介して三代にわたって保持され続けている場合もまた同じ *et pareillement se departira l'heritage tenu à franc devoir acquis de bourse coutumiere qui par succession est continué en tirece main*』とあるので、授封地と共に「免役封」に数えられる「貴族自有地」にもまた先行する第2条と第3条が適用されることになり、「忠誠誓約」の想定不能を理由に平民保有の「貴族自有地」について最初の相続時に貴族的分割を認めるショパンのような解釈が成り立つ余地はない。1559年の慣習法改定後も、旧法（第5条）では長子にのみ認められていた相続申立と遺産占有の権利が次子等にも認められた以外は、ほぼ同趣旨の規定が維持されている（改定慣習法⁹⁰⁾ 第27章第297条⁹¹⁾ 及び

90) 「トゥーレル伯領及び同バイイ区の慣習法 *Coutumes du duché et bailliage de Touraine*」。担当親任官はパリ高等法院部長評定官クリストフル・ド・トゥ *Christophle de Thou*(1508-82年)、同評定官バルテレミ・ファイエ *Barthelemy Faye*、ジャック・ヴィオール *Jacques Viole* である。ド・トゥは、周知のとおり、1580年のパリ慣習法改定に至る16世紀後半の一連の慣習法改定作業で主導的な役割を果たした。

91) 「平民の間では、相続財産は、直系傍系の何れにせよ、均等に分割され、どの相続人も各自の相続分について相続財産を承継する。Entre gens roturiers, successions directes ou collaterales se departent par teste, et en est chacun de heritiers saisi pour sa portions. ただし、何らかの貴族不動産が平民の資金によって取得され、第三の忠誠誓約の下に承継される場合には、当該貴族不動産は長子と次子等並びに彼等の代襲者等の間で貴族的に分割されるものとする。そして、この場合、長子もしくはその代襲者等は、当該貴族不動産の3分の2を、その選択と希望に従って、主たる城館、もし存するならば臣従礼、五つの定期金設定地の何れかを、貴族の相続にかんする章に定められている事項から成る優先承継物と共に、取得する。また、長子は、忠誠誓約と臣従礼を為し、貴族の方式で領主税を支払うものとする。他方、次子等は、上記長子優先承継物を除いた3分の1を取得する。Toutes-fois, s'il y a aucuns heritages nobles acquis de bourse coutumiere, et tombez en tierce foy, ils se partagent noblement entre l'aisné et les puisnez ou leurs representans; et en aura ledit aisné ou sesdits representans, les deux parts avec l'avantage qui est le chastel pricipal, un hommage s'il y est, ou cinq sols de rente, au choix et option dudit aisné, et le cheze tel qu'il est déclaré au chapitre des successions des nobles:

第299条⁹²⁾。

アンジュー、メース、トゥレーヌの各慣習法と同じく、平民保有の貴族財産について例外的に貴族的分割を許容しつつも、要件面において更に厳しく、財産取得後に三度の相続を経ていること、つまり、取得者から数えて四世代目に至ってようやく貴族的な分割を認めているのが、サントンジユ地方とポワトゥー地方の成文慣習法である。ジロンド川の北側に広がるサントンジユ地方は、パリではなくボルドーの高等法院の管轄区域に含まれ、シャラント川を挟んで南部は成文法地域に属するが、サン＝ジャン＝ダンジェリを中心とする北部は慣習法地域の南端に位置している。このサントンジユ地方北部を通用地域として1520年に成文化されたのがサントンジユ慣習法⁹³⁾である。同慣習法第11章「直系及び傍系における無遺言相続についてDes successions ab intestato, directes ou collaterales」では、冒頭の第91条に貴族間相続における「長男子 le fils aîné」の「長子権droits d'aînéesse」について定められており、具体的には、貴族財産か平民財産かを区別することなく遺産一般の中から、「主たる

fera ledit aîné les foy et hommage, et payera les devoirs seigneuriaux ordinales, en la maniere desdits nobles: et les puîz-nez auront le tiers, horsmis ledit advantage. 長子及び次子等は相互に承継し合い遺産占有を訴えることができ、また、彼等が取得したものにかんして陪臣招集税や適正な援助税を支払うものとする。Et chacun desdits aîné et puisnez sont saïz respectivement, et se peuvent complaindre; aussi payeront les charges de l'arriereban et loyaux aydes, à raison de ce qu'ils tiendront.」(Nouveau coutumier general, IV, 668.)

92) 「負担を免ぜられて保有される不動産が平民の資金によって取得され相続を介して三代にわたって保持され続けている場合、当不動産は三度目に取得された貴族不動産と同様に分割されるHeritage tenu à franc devoir, acquis de bourse coutumiere, qui par succession est continué en tirece main, se depart en la mesme forme que l'heritage noble escheu en tierce」(Nouveau coutumier general, IV, 668.)

93) 「サントンジユのセネシャル区の慣習法Costumes de la seneschauée de Xaintonge」。担当親任官は、ボルドー高等法院の部長評定官であったニコラ・ボイエ Nicolas Bohier(1469-1539年)、同評定官ジョフロワ・デ・ラ・シャセーニュGeofroy de la Chassigne、同弁護士トマ・ド・クジニエThomas de Cousinierであった。サントンジユ慣習法については拙稿「卑属加入と養子縁組(1)」(獨協法学第104号)のI参照。

邸宅乃至屋敷le principal hostel ou manoir」の他、遺産全体の「5分の1 le quint」が、優先的に「長男子」に与えられている。注目すべきなのは、これを受けた第93条⁹⁴⁾であり、そこには、「平民の間においても、貴族財産にかんしては、その相続において三度の臣従礼を経ている場合に限り、同様とする idem entre roturiers en choses nobles, quand la chose noble a esté hommagée trois fois en leur succession」とあって、「貴族財産choses nobles」については平民にも貴族的分割が容認されているのである。「三度の臣従礼を経ている a esté hommagée trois fois」との要件は、一見、先のアンジュー慣習法等に見える「第三の忠誠誓約の下に」という言い回しを想起させるが、「その相続において en leur succession」との限定が付されているため、貴族財産を購入取得した者自身による忠誠誓約や臣従礼はここに算入されておらず、それを数えるならば、結局、保有者が「第四の交代 la quatriesme mutation」に達した時に初めて貴族的分割が許されることになる。そのような解釈は同慣習法の諸注釈書にも確認でき、例えば、アルマン・メシヤン Armand Maichin (1617-1705年) の『サン＝ジャン＝ダンジェリ慣習法注解 Commentaires sur la Coutume de St. Jean d'Angély』(1650年初版)の本条注釈でも、「封が三度の臣従礼を経て、取得者による忠誠誓約も数え入れ、相続権を介して第四の交代に達する le fief a esté hommagé trois fois et vient à la quatriesme mutation par droict de succession, la foy de l'acquéreur comptée」場合が本条の適用場面として想定され、「ある平民が貴族の土地を取得し、その息子がこれを相続、その孫が息子を相続すると、当該土地は孫の子等の間で貴族的に分割され、子等の中の長男子が、平民であるにもかかわらず、彼が仮に貴族であった場合と全く同じ長子権を受け取り取得することになる si un roturier acquiert une terre noble,

94) 「平民の間においても、貴族財産にかんしては、その相続において三度の臣従礼を経ている場合に限り、同様とする。というのも、そのような貴族財産は長子に従い、貴族同様に平民においても長子権に服するからである。Et idem entre roturiers en choses nobles, quand la chose noble a esté hommagée trois fois en leur succession: car apres l'ainé esdites choses nobles, à tel droit d'aisnesse entre roturiers qu'entre nobles.」(Nouveau coutumier general, IV, 877.)

que son fils luy succede et son petit fils à son fils, ladite terre sera partagee noblement entre les enfans de son petit fils et l'ainé d'iceux quoy que roturier prendra et levera son droit d'aïennessé tout de mesme que s'il estoit gentil-homme」と具体的に敷衍されている⁹⁵⁾。

これに対して、北をブルターニュ、アンジュー、南をオニス、サントンジユ、アングーモワ、東をトゥレーヌ、ベリー、マルシュの各地方に囲まれたポワトゥー地方で1514年に成文化された慣習法⁹⁶⁾の第4章「相続についてDe successions」第214条⁹⁷⁾にはより詳細な規定がみられる。同条は、平民の相続

95) Commentaires, 340.引用は1650年サン＝ジャン＝ダンジェリ刊の初版による。

96) 「ポワトゥー地方の一般慣習法Les coutumes generales du pays de Poitou」。担当親任官は、ヴィトリ、モー、アングーモワ、ラ・ロシエルの各慣習法と同じく、バイエとバルムであった。

97) 「当地方では、平民の間で、動産か不動産かを問わず、また、貴族の間では、平民不動産については、直系にせよ傍系にせよ、あるいは、息子にせよ娘にせよ、相続について何も区別は存しない。というのも、誰であれ頭数均等で相続するからである。ただし、何らかの貴族不動産、あるいは、貴族的に保有される不動産が三度の臣従礼を経ており、取得者の忠誠誓約を数え入れると、相続権を介して平民の手で第四の忠誠誓約に達する場合には、この限りではなく、当該不動産は貴族間のごとく分割される。Audit pays entre les roturiers, soit en meubles ou heritages, ou entre les nobles au regard des choses immeubles ou heritages roturiers, n'a aucune difference, soit en succession directe ou collaterale, soient filz ou filles: car tous succedent per capita et rata, excepté que si aucun heritage noble, ou noblement tenu, avoit esté trois fois hommagé, soit venu à la quarte foy en main roturiere par droict de succession, la foy de l'acqreur comptée, ledit heritage se divisera comme entre nobles. 物が第四の忠誠誓約に達するというのは次のような場合と解される。すなわち、ある平民がある物を取得し、彼がそれについて為す臣従礼が第一の忠誠誓約、その息子もしくは相続人が為す臣従礼が第二の忠誠誓約、彼の直系の孫もしくはその他相続人が為す臣従礼が第三の忠誠誓約とそれぞれ数えられる場合である。Et est à entendre que la chose soit venuë en quarte foy. Aussi comme si aucun roturier acquiert aucune chose noble, l'hommage qu'il en fait est compté pour la premiere foy. Et l'hommage qu'en fait son filz ou heritier, est compté pour la seconde foy. Et

一般、並びに、貴族保有の「平民不動産immeubles ou heritages roturiers」の相続にかんして均分相続を命じた後、平民保有の貴族財産にかんする例外として、「何らかの貴族不動産、あるいは、貴族的に保有される不動産が三度の臣従礼を経ており、取得者の忠誠誓約を数え入れると、相続権を介して平民の手で第四の忠誠誓約に達するaucun heritage noble, ou noblement tenu, avoit esté trois fois hommagé, soit venu à la quarte foy en main roturiere par droit de succession, la foy de l'acqreur comptée」場合に、「当該不動産は貴族間のごとく分割されるledit heritage se divisera comme entre nobles」と定めている。「貴族間のごとく分割されるse divisera comme entre nobles」というのは、同章第221条が貴族間の直系及び傍系相続について認めている「男性筆頭相続人le principal heritier masle」の「長子権droit d'ainéessé」に基づく優遇を指しており、そこでは、「彼が選択した主要な貴族城館乃至邸宅le principal chastel ou hostel noble qu'il veult eslire」等に加え、「当該相続から生じる貴族的な地所や収益全体からそれらを差し引いた残余の3分の2les deux tiers du surplus de toutes les terres et revenus nobles qui sont obvenuz d'icelle succession」の承継が「男性筆頭相続人」に認められている⁹⁸⁾。その後、

celuy hommage qu fait son nepveu en droite ligne, ou autre son heritier, est compté pour la tierce foy. 上記孫やその他相続人の死亡後、その子等は、第四の忠誠誓約を為すべき孫やその他相続人が存しない場合には、貴族として分割し、傍系相続においても同様と解されねばならない。Et apres la mort du dit nepveu ou autre heritier, les enfans d'iceluy, s'il n'avoit nepveu ou autres heritiers qui doivent faire la quatre foy, le departiront comme nobles. Et semblablement doit estre compté en succession collaterale. ただし、臣従礼あるいは別の仕方で貴族的に保有されている物の封主の死亡や交代によって生じる変動は以上に含まれない。なぜなら、平民がその存命中に封主に臣従礼を三度かそれ以上為すということがあり得るからである。Mais en ce ne sont point comptées les mutations qui viennent par la mort ou mutation du Seigneur, de qui la chose est tenuë par hommage, ou autrement noblement: car il pourroit advenir qu'un roturier en feroit en son temps l'hommage trois fois ou plus à son Seigneur.」(Nouveau coutumier general, IV, 759-760.)

98) Nouveau coutumier general, IV, 760.

1559年の慣習法改定の際、「相続権を介して平民の手で第四の忠誠誓約に達する *venu à la quarte foy en main roturiere par droit de succession*」という表現は、旧法第4章第255条に対応する改定ポワトゥー慣習法⁹⁹⁾第6章「相続について *Des successions*」第280条¹⁰⁰⁾において、「相続権を介して第四の交代に

99) 「ポワトゥー伯領及び同地方、並びに、その従来の管轄地と飛び地の慣習法 *Coutume du comté et pays de Poitou, anciens ressorts et enclaves d'iceluy*」。担当親任官はド・トゥ、ファイエ、ヴィオルであった(前注90参照)。

100) 「平民の間では、動産か不動産かを問わず、また、貴族の間においても、平民不動産については、直系にせよ傍系にせよ、あるいは、息子にせよ娘にせよ、相続について何も区別は生じない。というのも、誰であれ均分して相続するからである。ただし、何らかの貴族不動産、あるいは、貴族的に保有される不動産が三度の臣従礼を経て、取得者の忠誠誓約を数え入れ、相続権を介して第四の交代に達する場合はこの限りではなく、当該不動産は貴族間のように分割される。Entre roturiers, soit en meubles ou heritages, et aussi entre les nobles au regard des heritages roturiers, n'y a aucune difference, soit en succession directe ou collaterale, soient fils ou filles: car tous succedent par testes, excepté que si aucun heritage noble, ou noblement tenu, avoit esté trois fois hommagé, et seroit venu à la quarte mutation par droit de succession, la foy de l'acqereur comptée, ledit heritage se divisera comme entre nobles. 物が第四の交代に達すると解されるのは、ある平民がある物を取得し、彼がそれについて為す臣従礼が第一の交代、その息子もしくは相続人が為す臣従礼が第二の交代、彼の直系の孫もしくはその他相続人が為す臣従礼が第三の交代、とそれぞれ数えられる場合である。Et est entendu la chose estre venuë en quarte mutation, comme si aucun roturier acquiert aucune chose, l'hommage qu'il en fait est compté pour la premiere mutation: et l'hommage qu'en fait son fils ou heritier, est compté pour la seconde: et l'hommage qu'en fait son nepveu en droite ligne, ou autre son heritier, est compté pour la tierce. 上記孫やその他相続人の死亡後、その子等は、第四の交代のために忠誠誓約と臣従礼を為すべき孫やその他相続人が死亡者に存しない場合には、貴族として分割し、傍系相続においても同じことが遵守されねばならない。Et apres la mort du dit nepveu ou autre heritier, les enfans d'iceluy, s'il n'avoit nepveu ou autres heritiers qui doivent faire pour la quatre mutation foy et hommage, se departira comme noble: et le pareil doit estre gardé en succession collaterale. ただし、臣従礼あるいは別の仕方でも貴族的に保有されてい

達する *venu à la quarte mutation par droict de succession*」と改められた。メシヤンはサントンジュ慣習法第93条の前述注釈においてこの改定ポワトゥー慣習法第280条の文言を引き写したにすぎない。シヨパンの『アンジュー慣習法論後編二巻』はフランス慣習法学の生成期の掉尾を飾る成果であるが、この改定ポワトゥー慣習法については、同時代の裁判や助言の事案を積極的に取り込んだ一層実務的なものから、他慣習法との比較対照の徹底によりフランス共通法を志向するものまで、様々な注釈書が著されている。慣習法学成熟期に属するそれらの注釈書に示された第280条の解釈を敷衍検討することが次の課題となる。

(未完)

る物の封主の死亡や交代によって生じる変動は以上に含まれない。なぜなら、平民がその存命中に封主に臣従礼を三度かそれ以上為すということがあり得るからである。Mais en ce ne sont comptées les mutations qui viennent par la mort ou mutation du Seigneur, duquel la chose est tenuë par hommage, ou autrement noblement: car il pourroit advenir qu'un roturier en feroit en son temps l'hommage trois fois ou plus à son Seigneur.」(Nouveau coutumier general, IV, 802.)

